

行政常任委員会

令和2年12月17日（木）

午前10時09分開 会

○南委員長 皆さん、おそろいようですので、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

まず、市長から御挨拶をお願いいたします。

○加藤市長 おはようございます。議員の皆様には、本会議に引き続き行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第68号、尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてから、議案第75号、令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についての計8議案と、追加させていただきました議案第77号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についての1議案であります。それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査いただき御承認賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○南委員長 ありがとうございます。

では、市長と副市長は、ここで退席を願います。

なお、特に市長に対しての御意見等がある方は、出席をしていただく運びとなっておりますので、御理解を賜りたいと思います。じゃ、御苦労さんです。

（発言する者あり）

○南委員長 もし重要なことがあれば出席していただきます。

じゃ、それでは、常任委員会の進行表に基づきまして財政課から付託議案の説明を求めたいと思いますが、まず、議案第68号からお願いをいたします。

○岩本財政課長 それでは、よろしく申し上げます。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第68号、尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について御説明申し上げます。

すみません、2ページのほう、お願いします。

本基金につきましては、第1条にありますとおり、地域再生法第5条の規定により、地域再生計画に記載されたおわせSEAモデル構想の推進事業に係る施設整備

等を推進するために設置しようとするものであり、当該事業に対する企業版ふるさと納税による法人からの寄附金等を有効に活用することを目的としております。

第2条では、基金への積立額は、一般会計歳入歳出予算に定める額としております。

また、第3条管理から第6条委任までの各条項につきましては、基金の適正な管理、処分等を行うため、それぞれ規定しているものでございます。

以上で議案第68号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○南委員長 議案第68号の説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○楠委員 何点か確認します。

これ、地域再生法で位置づけるのも大変結構なことだと思うんですけど、この処分に関するところと、それから、あと、ここの拠点整備の関係で、都市計画決定したような施設を設けた場合に、いわゆる都市計画税を含めた運用と両方を活用するようなことも、この事業とかこの基金の中で考えているのか。というのは、処分をするに当たっては、規則の中でより厳しく勝手にあちこち充当することはないと思うんですけど、その辺の考え方は規則でうたっているのかどうか。もし考え方があれば、教えてください。

○岩本財政課長 もちろんこの基金条例によって企業さんからの寄附金を事業に充てるということが一つと、もう一つは、先ほど言われましたように、都市計画事業に位置づけられましたら都市計画税を充当するということが可能になりますので、両方を活用できるような形になろうかと思えます。

○南委員長 他にございませんか。

○奥田委員 ちょっと基本的なことをお聞きしますが、これ、企業版ふるさと納税とかね、言われていますけれども、通常、そのふるさと納税というのは、その地域に住んでいない方からの寄附とかね、そういうものですが、これはどういう形になるんですか。同じような形なんですか。

○三鬼政策調整課長 本市に本社がない事業所からの寄附は、ふるさと納税を受けることが基本となっております。

○奥田委員 それは、その税法上も、個人だとね、寄附金控除とかありますけれども、当然その辺の控除は、あるということですよ、ですか。

○三鬼政策調整課長 税法上の優遇措置を受けることが基本となっております。

○三鬼（和）委員 この構想の段階から基金ということなんですけど、はっきり

言って、おわせSEAモデルがどの辺まで具体的には見えていないわけなんですけど、言うたら整備されていないわけなんですけど、そういった形の中で、この基金を集めて、構想が違ったりとかということとの基金との兼ね合いはどうかかというのと、もう一点は、先ほど都市計画でってしまいましたが、具体的なものができていない中で、都市建設マスタープランなんかにも必要だと思うんですね、ごみの焼却施設のときの議論がありましたように都市計画税等々も含めて関連性もあったと思うんですけど、その辺は大丈夫なんですか、どうなんですか。

○三鬼政策調整課長　　今回、地域再生計画に認められて、今回条例を上げさせていただいた分につきましては、条例がお認めいただいた以後、この基金に活用することができます。

今回、基金という考え方をお願いしたのは、基本は、ふるさと納税を頂いた年度に実施する事業に充当するということが原則ですので、本年度はまだ事業を実施する予定をまだ見いだせておりませんので、せっかく頂いた寄附、ふるさと納税を有効に活用するためには、単年度ではなしに次年度以降にも活用できることをお願いするために基金化をいたしましたので、そういう観点からの取扱いでございます。

○三鬼（和）委員　　どちらかというところと財政課にお伺いしたいんですけど、こういった基金の扱いということかそういったことに対しては、大丈夫なんですか。

○岩本財政課長　　その事業によって、基金を活用して次年度以降の事業にも充てられるということになっておれば可能です。

○三鬼（和）委員　　その辺のところは、前回都市計画税のときも、割かし国、県は厳しかったという、流用するというか、ことも含めて、こういったものに対する扱いは厳しかったようなことがあるので、後になって大丈夫なのかって心配から今質問させていただいておりますので、その辺は、議会にも、市民のふるさと納税企業版のしていただける方にも迷惑のかからないような万全な対処ということのかな、対処というものは確認をした上でしていただきたいと思うんですけど、その辺いかがですか。

○岩本財政課長　　また、使途、この基金をどのように活用したのかというようなことも定期的に報告するような形で、市民の皆様には分かるようにしていきたいというふうに思っております。

○三鬼（孝）委員　　法人からの企業版のふるさと納税ということで、ふるさと納税をする側の財団法人とね、社団法人ありますね、これらも寄附はできるんですか。

○三鬼政策調整課長　　そういう形で企業版ふるさと納税の税制優遇を受けること

を前提とした考え方ですので、そういうことで、ちょっと手持ちでお答えできない、申し訳ないんですか、確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○仲委員　今回のこの基金の設置条例は、あくまで基金の設置条例の説明ということで私は理解したいんですけど、施設整備の目的がはっきりした時点で、企画調整のほうで、さらなるこういう目的で企業版ふるさと納税をお願いしたいという説明があるということによろしいですか。

○三鬼政策調整課長　そうさせていただきたいと思います。

○野田委員　まあ……。

○南委員長　入らんな、マイク。入らんな。

○野田委員　すみません。

市長の市政報告の中で地域再生計画の認定ということでこの認定されたということで、この基金の条例が上がってきているんだなと思うんですけども、ちょうど今、仲委員のほうからいろいろ説明、目的、この中についてはまた今後という話なんですけれども、地方再生法の第5条の規定というと非常に多くいろいろあるんですけども、5条の条例というのは。5条の中の二というんですか、それはもう法人からの寄附ということに充てられるってなっているんですが、これ、5条全部ということで網羅するということによろしいんですか。地域再生法。

(「5条の二って、ない」と呼ぶ者あり)

○野田委員　5条の4の、2じゃないわ、イロハの二。

(「イロハの何ぼ」と呼ぶ者あり)

○野田委員　ここら辺、どうなの。すごい……。

(「どの辺、ないよ」と呼ぶ者あり)

(「地域再生法にも」と呼ぶ者あり)

○野田委員　再生法ですよ。地域再生法に基づいたってなっておるもので。

(「5条に基づいてって、5条」と呼ぶ者あり)

○三鬼政策調整課長　今回、企業版ふるさと納税にするのは、地域再生計画に記載された事業ということの前提となるものが地域再生法の第5条の規定に、この地域再生計画が示されておりますので、それを前提に今回の計画を立てさせていただく中に、おわせSEAモデル構想の推進の事業があるという御理解でお願いいたします。

○野田委員　ということは、この計画におわせSEAモデル構想の推進事業に係

る施設整備等を推進するというのがそういう項目が入っておるということによろしいんですね。繰り返しになりますけれども。

(「入っておるやん」と呼ぶ者あり)

- 濱田政策調整課長補佐兼係長 地域再生計画に、再生法に基づいて出させていただいた地域再生計画というのが、尾鷲市のまち・ひと・しごと創生の総合戦略をそのまま活用していいですよという国の簡素化になっています。その中で、おわせSEAモデル構想の推進という項目が入っていますので、複数年事業などで特化した形で基金を設置させていただいております。
- 野田委員 ありがとうございます。
- 奥田委員 関連して。ちょっと確認なんですけどね、ちょっとよく分からなかったんですけど、今回その尾鷲地方創生拠点整備等基金というものを設置するんだということで、この条例ですよ。企業版ふるさと納税のものは、また改めてということなんやけれども、そのちょっと絡みというか、もう一遍ちょっと詳しく説明してもらえない、分かりやすく、市民の方にも。
- 濱田政策調整課長補佐兼係長 すみません。まず、企業版ふるさと納税は、要はこの地域再生計画に認められた事業に対して頂くことができます。原則としては、単年度事業に限られております。新規の事業であって、単年度事業で、この地域再生計画というか、うちのところで言えば企業版総合戦略に載っている事業に対しては、単年度であれば基金を受けることができます。企業版ふるさと納税を受けることができますという形になっているんですけど、一応制度上は、複数年事業に対しては企業版ふるさと納税を受けることができないというのがありますので、今回の条例を設置することによって、内閣府のほうにどういう資金計画でやるのかというようなものを出した上で、複数年事業に充てるためには基金の設置の根拠が要ると。複数年事業、言わば施設整備であったりとかそういう複数年にわたるような事業に対して企業版ふるさと納税を頂くのであれば、こういう3か年3か年計画の何十億というお金が事業費と要るので、そのうちの範囲内で企業版ふるさと納税をお願いすると。10億であれば、その内側の例えば8億の中で寄附をお願いするというような条件がついていますので、今回基金を設置させていただいたという形になっております。
- 奥田委員 だから、その企業版ふるさと納税というのは、この地方創生拠点整備だけのものじゃないんですよ。ですよ、ですよ。ですよ、いろんなケースが……。ですよ、企業だって、こういうのに使ってくださいというのがい

ろいろあるわけですから。今回は、この条例の制定というのは、ふるさと納税の中でも、この今、S E Aモデルという構想があるもので、その地方創生拠点整備等基金ということで条例をつくって複数年使えるようにというような狙いだということなんですよ。ちょっとそこを分かりやすく……。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　奥田委員さんのおっしゃるとおりです。そういうことで。

○三鬼（和）委員　1点だけちょっと確認なんですけど、この条例は公布の日からという、書いてあるわけなんですけど、このおわせS E Aモデル構想自体は、言ったらゾーニングは決まっておりますけど、今のところゾーニングにしておるけど、確定的な構想ではないですよ。そういった中で、もう、こういったふるさと納税を始めて、企業版ふるさと納税してくれる方に、その辺がちょっと、表現はちょっとどうかと思うんですけど、曖昧な状態でしていただいて、基金として構想が固まったときのずれとかって出る可能性は残っていますよね。そういった問題というのは大丈夫なんですか。

○三鬼政策調整課長　まず、S E Aモデル構想を御理解いただいた方が今回の御協力者の前提となると思います。その中で、今後事業を進めていく中で、そういう構想自体には御理解いただいていることが大前提で、そういうところも含めて、やっぱりきちっとしたこの事業に使いたいという特段の御指定がある場合もあるかもしれませんが、そういうことも踏まえて、基金に積んだ中で有効に活用することを前提としますので、今回まだ事業がかっちりしていない状態のところではございますけど、基本構想に掲げる事業について御理解いただくことを当初の段階で丁寧に御説明して、思いと用途が乖離がないようにはしたいと思っております。

○三鬼（和）委員　本市の財政状況からいって、おわせS E Aモデルを進めるに当たっても、具体的な財源の証明ができない中で、ふるさと納税だけではできないと思うんですね。そういった中で、そういった財源構成も含めた中でこういった進めるので、ファンドと違って、ファンドは満額になったときにこの事業しますという形だと思うんですけど、ふるさと納税は協賛してくださいという形なんですけど、大本のそういった財源的な企画もない中で大丈夫なんですか。後々、その事業が未達成であったとかって出てくる可能性というのもしもあらずなんですけど、そういったことも、どこで理解していただくとか云々というのは大丈夫なんです。基金を設けること自体は私は問題ないと思うんですけど、企業版ふるさと納税を呼びかけるときに、少なからずともベースのものは掲示するべきだと思うんです。そ

の手法としてはどうなんですか。

○三鬼政策調整課長 クラウドファンディングの場合は、その目標額達しなかった場合はしないこともあり得るかもしれませんが、今回S E Aモデルは、幾つかの事業、金額が多い少ないもありますけど、必ず事業はするという前提で私たち臨ませていただいておりますので、その方の金額がその事業費の範囲内であれば必ず充当できるというふうに考えておりますので、そういうところで丁寧にきちっと最初から説明して、その方の思いと使い道と乖離がないようにしたいと思っています。

○濱中委員 すみません、すごい基本的なことを聞きますけれども、ということは、今までの説明を聞いてなんですけれども、尾鷲にさせていただく企業版ふるさと納税は、全てS E Aモデル構想の中での分だけというふうに理解すればよろしいですか。ほかの事業には行かないということなんですか。

○三鬼政策調整課長 地域再生計画が認められておりますので、その事業が全て企業版ふるさと納税の対象となりますので、そのうち、基金に積んで活用するところにつきましては、こういう用途のものに定めさせていただきます。ですが、基本的な企業版ふるさと納税は、事業が今年度あるとして、それに御協力いただく前提ですので、子育てやその他もろもろ地域再生計画に認められている事業はたくさんございますので、そういう観点からもお願いをしたいと思っております。

(「ちょっと一つ」と呼ぶ者あり)

○南委員長 最後のほうで、運営時間のこともありますので、協力をお願いします。

○野田委員 ちょっと5条のちょっと言葉のあれなんですけれども、基金は基金の設置の目的って、こんなもの、その目的、その設置の目的だけでいいのかなって思ったりするんですけれども、ちょっと言葉をどうこうするわけやないんやけれども、書き方ですね。基金は基金の設置の目的というのは、その目的で済むのかなと、国語的には済むのかなと思ったもので、その必要はあるのかなと。ただそれだけですけれども。

○岩本財政課長 そういうふうな表現をすることも可能かと思っておりますけれども、丁寧に書いてあるということで御理解いただきたいと思っております。

○南委員長 はい。

では、……。

(「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり)

○南委員長 最後でお願いします。

○奥田委員　　ちょっとしつこいようですが、委員長、すみません、最後にちょっと一言だけ。

三鬼和昭委員も言われていましたけど、ちょっと1個だけ、ちょっと腹に落ちんというかね、のがあるものですから、政策調整課長、申し訳ないですけど。

これ、SEAモデルに対して、この構想に対してね、理解してもらっている方、企業に何とか寄附していただきたいということなんやけれども、ただ、企業側としてもね、ある意味、投資ではないけれども、お金を出す以上ね、目に見えん構想だけでね、なかなか出しにくいところがあると思うんですよね。だから、三鬼和昭委員も言われていましたけど、その中身が今はないじゃないですか、全然。何も見えていない状況の中で、どうなのかなと。内閣府のほうへ届出せなあかんということやもんで、これ、急ぐんやということやけれども、もうちょっとやっぱり中身を詰めないことにはね、これね、実効性がないんじゃないですか、こんなのをつくってね。その辺はどう考えているんですか、それ。だから、早く中身を詰めないと。

○三鬼政策調整課長　　確かに、きちっとした事業の中身を評価していただいて企業版ふるさと納税を増やすことが大前提だと思いますけど、現時点でもいろんなところにいろんなお話をしている中で、こういう形でも御協力いただける方を1人でも増やすということでも努力しておりますので、まず、この基金の設置があることが、その方たちの思いを次年度以降の事業に役立てていく一つの方法としてぜひお認めいただいて、今年度中にもし企業版ふるさと納税をしていただいた方の思いを実行に移すために御理解いただきたいと思いますので。ですが、基本は、事業がきちっと固まって、その事業に、こうしたいという企業様の思いを実現していくために早く努力はしたいと思っております。

○奥田委員　　最後にしますよね。

その思いは分かるんですけど、ただ、お金を出すほうとして……。今、あその土地も尾鷲市のものじゃないじゃないですか、中電さんの所有ですよ。土壌改良もかなりしないといけない。その辺の負担かけどうするのかということも全然ないじゃないですか。そういう中で企業も、いろんな構想というのは絵に描いた餅にもなっていないと僕はよく言いますが、そういう状況の中で、尾鷲市さん、これ、SEAモデルのために使ってくださいってね、今の段階でなかなか言いにくいところがあると思うんですね、これね。そうじゃないですか、逆に出す立場として。上岡委員も何か一般質問の中で言われていましたけどね、何か。今回も、こういうことじゃなかった、これに関連するような形でね。だから、もっと目に見える形で早

くSEAモデルを詰めていかないと、これ、本当に、この条例自体も絵に描いた餅になりますよ、これ、なりかねませんよ、これ。しっかりやってくださいね、しっかり、お願いします。

○三鬼政策調整課長　　そういう形で多くの方に賛同いただけるように、いち早く事業化に努めるように努力したいと思います。

○南委員長　　ありがとうございました。

今の先ほど三鬼孝之さんのほうから財団法人、社団法人の寄附は受け入れるのかという投げかけがありましたけど、次に入るときに説明をお願いいたします。

それでは、続きまして、議案第71号、令和2年度の一般会計補正予算（第7号）の説明を求めます。

○岩本財政課長　　それでは、議案第71号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてにつきまして、補正予算書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,179万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ131億1,232万円とするものでございます。

続きまして、財政課に係る補正予算の内容について御説明申し上げます。

14ページ、15ページを御覧ください。

○南委員長　　お願いいたします。

○岩本財政課長　　歳入でございます。

16款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入1,452万円の増額は、尾鷲中央駐車場敷地の売却見込額として計上したものでございます。

ここで、委員会資料の1ページを御覧ください。

売却予定地の位置図と現況写真でございます。

下段に記載しておりますが、地積が807.83平方メートル、売却予定価格は1,452万円でございます。

続きまして、2ページをお願いします。

売却スケジュールでございますが、予算をお認めいただけましたら、1月中旬から約1か月半の公告を行い、3月上旬を目途に入札を実施したいと考えております。

また、下段の表には、地積、鑑定額のほか、売却予定価格、登記、鑑定手数料等を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

続きまして、3ページをお願いします。

本年度の売却予定物件に係る申込み、入札結果につきまして、併せて御報告をさせていただきます。

本年度の売却予定として9月に予算計上しておりました旧野地乳児保育園敷地から新田税務署職員住宅敷地まで、計7区画につきまして、去る10月7日に売却の入札公告を行い、11月11日までを期限として申込みの受付を行いました。

7区画のうち、新田団地の①、③、④の3区画に対して申込みがございましたけれども、その後、①、④の2区画は入札を辞退されまして、結果として、今回売却に至ったのは③の1区画のみでございました。

この新田団地③につきましては、最低売却価格552万円に対して落札金額が588万円となっております。

つきましては、今回の結果を受けまして、今後の対応として、売却に至らなかった6区画につきましては年明けの1月に中央駐車場の分と併せて再公告を行い、再度募集を行いたいというふうに考えております。

また、この再広告に対しても応募がなかった場合には、次の段階として、申込み先着順による随意契約での売却手続に移行したいというふうに考えております。

続きまして、4ページをお願いします。

先ほどの申込み先着順による売払い手続の大まかな流れでございます。

この方法につきましては、三重県をはじめ他の自治体でも行われておりまして、この資料につきましては、三重県のものを参考に作成しております。

手続ですが、まず、先着順による買受申込募集要領を公開します。この募集要領には、物件の最低売却価格、申込み期間等を記載したものでございます。

この募集要領を御覧いただきて現地の確認等をしていただき、購入したいということになれば、買受申込書を御提出いただきます。

次に、募集要領に定められている申込者の資格を有しているかどうかの資格審査を行いまして、ここまですべて第1順位で受理され、資格審査で申込み資格等を満たしている方を契約の相手方として決定し、契約締結となります。

契約締結後、契約金額をお支払いいただき、所有権移転登記を行うという流れでございます。

以上のとおりですが、まずは再公告を行いまして応募がなければ次は先着順という形で今後進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、補正予算書の14、15ページにお戻りください。

次に、17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金32万円の増額は、災害等対策寄附金として、8月11日以降、現在までに12名の方から御寄附を頂きましたので今回計上させていただいたものでございます。

次に、20款諸収入、5項雑入、1目雑入2,263万9,000円の増額のうち財政課に係るものは、全国市有物件災害共済金143万円で、これは、自損事故により故障したバキューム車の修繕に対する全国市有物件災害共済会からの保険金でございます。

続きまして、21款市債、1項市債、2目民生債200万円の減額及び3目衛生債200万円の増額は、過疎債ソフト分の充当事業の変更による増減でございます。

16、17ページを御覧ください。

6目消防債500万円の減額は、三重紀北消防組合の資機材搬送車整備に対して一般会計で過疎債を借入れを予定しておりましたが、今回組合債として消防組合のほうで緊急防災・減災事業債の借入れを行うこととなりましたので、過疎債である消防車両等整備事業債を減額するものでございます。

次に、20、21ページをお願いします。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費は8,973万4,000円を増額し、計9億1,641万8,000円とするものでございます。内訳は、財政調整基金積立金6,711万4,000円、尾鷲みどりの基金積立金2,230万円、災害等対策基金積立金32万円でございます。

ここで、委員会資料の5ページを御覧ください。

今回の補正を踏まえた基金残高でございます。

財政調整基金につきましては6,711万4,000円を積み立てることにより、補正後の残高は8億8,301万4,000円、みどりの基金は、2,230万円の積立てにより5,068万7,000円、災害等対策基金は、32万円を積み立てることにより473万7,000円となり、補正後の基金合計は18億6,393万6,000円となる見込みでございます。

予算書にお戻りいただきまして、26、27ページを御覧ください。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費357万円の減額のうち財政課分は、29ページの上段にあります国民健康保険事業特別会計繰出金84万6,000円の減額で、これは、繰り出し対象経費の減少によるものでございます。

次に、一番下段の 8 目後期高齢者医療費 2 6 6 万 7, 0 0 0 円の増額につきましては、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の増額で、繰り出し対象経費の増加によるものでございます。

続きまして、補正予算書の 6 ページを御覧ください。

第 3 表債務負担行為補正でございます。

このうち、財政課分は、上から五つ目の元九鬼中学校浄化槽保守点検・清掃業務委託で、期間を令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間、限度額を 7 2 万円と定めるものでございます。

続きまして、8 ページを御覧ください。

第 4 表地方債補正でございます。

変更 1 件は、救急医療体制強化事業で、過疎債の充当額の変更により、限度額を 3 0 0 万円から 5 0 0 万円に増額するものでございます。

次に、下段の廃止 2 件ですが、まず、老人福祉事業は、先ほどの過疎債の充当事業の変更によるものでございます。

また、消防設備等整備事業につきましては、歳入で説明させていただきましたとおりですが、消防組合の資機材搬送車整備について一般会計の過疎債の借入れから、消防組合での緊急防災・減災事業債の借入れに変更することによるものでございます。

以上で議案第 7 1 号の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○南委員長 御質疑ある方、御発言を願います。

○三鬼（和）委員 あの……。

○南委員長 マイクを入れてください。

○三鬼（和）委員 すみません、資料の中で聞きたいと思います。

2 ページの売却予定価格ほかというところの建物撤去費 1, 8 6 0 万 9, 8 0 0 円計上されておるんですけど、この金額につきましては、これまで危険であるということとブロックを外したりとか、あの近辺を通ると、ほぼ危険なもの解体されておるんですけど、そういった費用はこの中に含まれておるんですか。もう、それ抜きで現状のものが計上されたのですか、どうなんですか。

○岩本財政課長 これは、今現在の状態における解体撤去費を見積りしたものでございます。

○三鬼（和）委員 ということは、これまでの解体費を売却益見込みの中に計上

するという考え方はしなかったんですか。これで見ると、坪約6万弱ということになりますので、もう少しその分も加算してもよかったのではないかと思うんですけど、かなり若干費用はかけておるということで、どうなんですか、その辺は。

○岩本財政課長 危険な壁を撤去したのは相当前のことですし、現状で売却することであれば、現状の建物を撤去するという費用を差し引くのが妥当かなと思っております。

○三鬼（和）委員 そういった理解というの。

あと、1点ちょっとお伺いしたいのは、今現状の中では、あれって耐震性はあるんですか、現建物は。

○岩本財政課長 耐震性は、ないです。

○三鬼（和）委員 分かりました。

○南委員長 他にございませんか。

○奥田委員 すみません、1点ちょっと分からなかったんで。

16、17ページ、地方債補正の8ページのところでいいですかね、消防設備等整備事業ね、これ、500万の減額なんですけど、これ、尾鷲市のほうで減額して、消防組合、これ、紀北町も一緒やけれども、そちらのほうで借入れすることなんやけど、そうすると負担関係変わりますよね。それ、ちょっと説明してもらえ。

○岩本財政課長 結局、負担というのは一緒になるんですけども、消防組合で借りたとしても、その返済、償還額に対して両市町から負担をするということになりますので、当初に紀北町と尾鷲市が半分ずつ借入れするというのと結果的には一緒になります。

○奥田委員 それは借入れしたとしても、最後、その負担関係で調整はできるということですね。分かりました。

もう一点、ちょっとね、資料のほうなんですけどね、1点だけすみません。

この3ページのところ、七つあって売却予定のところの一つですか、落札できたのが。入札自体もなかったという、これね、ほかのところは、あと6か所が。非常に寂しい結果になりましたよね、これ。これは、なぜこういうふうになったのかというのは理由分かります。例えば、これ、不動産鑑定価格が最低売却価格になっていますけど、それが高かったのか、いろいろ理由がある。どういうふうな分析をされています。

○岩本財政課長 最初、公開したときに申込みをされた方というのは、何名か各

区画のほうであったんですけれども、その後……。

○南委員長 財政課長、マイク、もうちょっと上げてくれるかな。すみません。

○岩本財政課長 その後、その不動産鑑定額が出て売却額がはっきりした時点で、これ、想像の域を出ませんけれども、その価格が高いと感じられたという方もおりますでしょうし、あとは、特に個人の方ですと、この入札に対しては入札保証金を準備したり契約保証金を準備していただく必要がありますので、その辺の資金繰りの関係もあったのかなということも考えております。

あとは、ちょっとこれは分かりませんが、コロナ禍の影響で買い控えをされた方も中にはもしかしたらいるかもしれません。その辺がちょっと理由かなと思っております。

○奥田委員 これね、今、財政難の中で財政課として十分精査していただいて、こういう形で売却していこうというふうになっているわけなんですけど、非常にちょっと残念ですね、これね。

これ、今後その再公告してということで、4ページ、今後のことを書いていますけど、4ページじゃなかったか……。再公告していくということで。今後どうですか、この見通しは。やっぱり依然として厳しいんじゃないかなという感じがするんやけれども、どう見えていますか。

○岩本財政課長 おっしゃるとおり、確かに、1回目でなかったということは2回目でどんと来るといえることはないだろうとは考えておりますけれども、先ほど言いましたように、財政の健全化の一つの方策でもありますので、引き続き再度周知に努めて、売却できるようにやっていきたいと思っております。

○仲委員 せっかく売却予定物件をひらってしまったんですけれど、1件しか売れないという中で、再公告をして再度手続をする中で、それでも売り切れない場合、せっかく全てを売り切ってしまうという気持ちは多分強いと思うんですけれど、申込み先着順の1番の要領を公開するときに、最低売却価格を再度つけますね。多分同じ金額やったら来ないと思うので、それは最低売却価格というのは、鑑定額範囲内の金額という考え方でしょうか。

○岩本財政課長 売却するには売却価格の根拠がやっぱり必要だということで鑑定をしたわけなんですけれども、再公告するに当たっては、やはり、今、行っている不動産鑑定額をそのまま用いるという方法しか今のところ考えてはいないです。

ただ、鑑定から経過して、期間が、また、1年ぐらいがめどかなとは思いますが、もし積極的に買いたいというような方がいれば再鑑定することも考えな

ければいけないというふうには思っております。

○仲委員 再公告の場合、それはそれでいいと思うんですけど、先着順というメリットはどこにあるのかなという疑問が出てくるので、鑑定額についても多分範囲があると思うんで、そこらの考え方は、やはり同じ鑑定額、最初に示した金額という考え方が譲れないということですか。私は、少々譲っても売り切ってしまったほうがええとは思うんですけど。

○岩本財政課長 その値下げの根拠が何かつけられるのであればということになるかと思うんですけども。先着順に変えたというのは、入札の場合は、どうしても競争相手があって高い金額を入れる必要があると、ほかの方より。この場合は先着順ですので、最低売却価格で早く申し込んでいただいた方が有利になるということもありますので、こういう方法を取らせて。

○三鬼（和）委員 すみません、予算書へ戻って、第3表債務負担行為補正なんですけど、この元九鬼中学校は旧校やね、あそこね。旧校の中でトイレ使っておるということで委託料が発生しておるわけなんですけど。これは、主にどちらに委託しておる。地元なんですか、業者なんですか。

○岩本財政課長 その委託先というのは、浄化槽の……。

○三鬼（和）委員 全般の清掃業務。

保守点検及び清掃業務委託なので、どちらかというのと清掃業務委託のほうは、どちらなんですか。

○岩本財政課長 これは入札によって委託先を決定しますので、今後入札で相手先を決めるということですよ。

○三鬼（和）委員 特別、地元とかそういったあれではないということですね。

旧校でありながらトイレを点検業務委託しておるということは、トイレ運用しておるということですよ。

ちょっと余談なんですけど、いろいろあれしたときに、九鬼なんかトイレがないということをしておって、この際、この中学校のトイレを、そういった外部から来た人とかそういった方に使わせるとかそういった運用については、庁内で議論とかそれはした事ないんですか。あくまで、この施設を使うときだけに、聞く話では老人会の方が使ったりとかヤーヤ便とかのときに使うという、そのときだけに限定しておるのですか、どうなんですか、その辺は。

○岩本財政課長 今のところの運用としては、今使っている方向けにしているというのが現状です。

○三鬼（和）委員　最後にします。

造作的に外からどうなのかというのも、私、ちょっとはつきり把握していないのであれなんですけど、差し当たってコミュニティーセンター造ったときも、本来外からも使えるトイレを造るべきじゃなかったという議論もあってもよかったんですけど、そのときにはそういったことはなかったもので、全然ないという中では、外部から集客交流もやろうという中では、九鬼地区においてもトイレがないというか、そういうことが可能になるまでは、そういったことを運用できるかできないかをちょっと検討するってことはないんですか、どうなんですか、その辺。

○岩本財政課長　その辺、外部の方が使えるかどうかということは、また、今後検討させていただきたいと思います。

○南委員長　他にございませんか。

○野田委員　基金の状況というところで、この資料に出してもらっているんですけども、この中の……。８億８，３００ということなんですけれども、これ、今現在、１２月ですけれどもね、現段階においては見通しよりも多少多いのかなというふうに僕個人的に推測するんですけども、今後、ふるさと納税のそういう部分が増えてきたら見込みよりは大幅多くなるというふうに予想できるんですか。

○岩本財政課長　現在、書面上は８億８，３００万という形ですけれども、先ほど言いました市有財産の売却見込額もこの中に含まれておりますので、実際売却できなかったら、もう少し下がるということになります。

（「予算やでな」と呼ぶ者あり）

○岩本財政課長　ふるさと納税の関係は、ふるさと応援基金のほうに積むことになりますので、財調のほうには影響はないです。

○南委員長　よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○南委員長　あと、その他の報告はないですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○南委員長　特に、本当は、本来、今回懸案事項であります尾鷲市公共施設等総合管理計画の説明も求める予定でおったんですけども、どうしても時間がかかってしまうということで、その件について年明けの委員会のほうへ先送りしたいと考えておりますので、また追って報告させていただきますのでよろしく願いいたします。ありがとうございました。

続いて、総務課、お願いします。

それでは、総務課所管の議案第69号の説明から求めます。

○竹平総務課長　それでは、進行表に基づき総務課の議案についての説明をさせていただきます。

総務課については、まず、最初に、議案第69号をお願いしたいと思いますが、これ、議案書の3ページ、4ページをお願いいたします。

議案第69号、所得税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

これにつきましては、令和2年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律が令和3年1月1日に施行されることに伴い、この特例基準割合が延滞金特例基準割合に名称が改められ、延滞金等の計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合に規定されたことにより、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例と尾鷲市営住宅条例の2条例を一部改正するものでございます。いずれも上位法の改正により今回の改正に至ったものでございます。

まず、これで、一つ、議案の説明とさせていただきます。

○南委員長　69号の御質疑ございませんか。

結局、基準割合から特例基準割合に名称が変わるということでしょう。

○竹平総務課長　これは、令和2年度の税制改正において所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴って、納税環境の整備のため市中金利の実勢を踏まえ還付加算金、納税の猶予等の場合に軽減される延滞税について割合の引下げが行われました。このことについて租税特別措置法の改正によってこのような名称が変更されたということでございます。

○南委員長　分かりました。

じゃ、続きまして、議案第71号の補正予算のほうの説明をお願いいたします。

○竹平総務課長　それでは、議案第71号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてのうち、人件費及び総務課に係る補正予算について御説明をさせていただきます。

予算書の14、15ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

まず、歳入ですが、20款諸収入、5項雑入、1目雑入2,263万9,000円のうち総務課分といたしましては、2節総務費雑入、派遣職員人件費423万5,000円の追加でございます。これは、三重地方管理回収機構に派遣している職員の人件費に係る一部事務組合からの収入でございます。

次に、歳出ですが、人件費につきましては全ての費目にまたがりまますので、総務

課において一括説明とさせていただきたいと思えます。

別紙の委員会資料1ページをお願いいたします。これも通知をさせていただきます。

この資料は、1款の議会費から9款の教育費までの一般会計と国保会計、後期高齢会計ごとに目別の給料、職員手当等について記載をさせていただいております。

まず、一番下、下段でございますが、給料合計で1,666万9,000円の減額ですが、これは、職員の減員や人事異動に伴う減額でございます。

次に、職員手当の主なものといたしましては、期末勤勉手当が1,242万円の減額でございます。これは、副市長就任期間による期末手当支給期間割合、期間率、これが3割となったことによる100万4,000円の減額と、人事院勧告の引下げによる294万5,000円の減額及び人事異動等による減額の528万円、あと、休職者に係る減額分の319万1,000円の減額としております。

時間外につきましては、市県民税申告書整理作業等、課税準備等による130万円の増額、戸籍住民基本台帳費60万円、道路橋梁費では55万円の増額となっておりますが、イベント中止等による商工総務費220万円の減額で、合計53万円の増額となっております。

また、退職手当95万5,000円の増額は、普通退職2名分でございます。

共済費は407万1,000円の減額で、トータル3,159万9,000円の減額となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

会計年度任用職員の人件費について御説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、主なものは、1節報酬175万円の減額は、雇用期間の短縮及び税務総務費1名減によるものでございます。

3節期末手当72万3,000円の減額は、採用期間による期間率の減額によるものです。

また、共済費115万2,000円及び通勤手当の費用弁償87万6,000円の減額により、合計455万2,000円の減額となっております。

続きまして、人件費以外の総務課に係る補正予算について御説明をさせていただきますと思えます。

予算書に戻っていただき、6ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

債務負担行為補正ですが、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するもので、総務課分といたしましては、一番上、公用車集中管理業務

委託、それから、三重県情報ネットワーク負担金、尾鷲市本庁舎浄化槽保守点検・清掃業務委託、尾鷲市本庁舎電気保安管理業務委託の4件でございます。期間、限度額については、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で令和2年度尾鷲市一般会計補正予算の御説明とさせていただきます。

あと、補正予算については以上でございますが、その他事項は、後でよろしいですか。

○南委員長 後で。

説明は以上でございます。

御質疑ある方、御発言を願います。

○奥田委員 1点だけすみません。この時間外の補正なんですけどね、今言われた税務課のほうだけ、市県民税関係と、何か課税準備ということを言われましたけど、130万円、なぜ今これ、出てくるんですかね。

○竹平総務課長 時間外補正については、毎年この12月に精査をさせていただく形で、常に増額補正という形を取らせていただいておりますが、今回については税務課について課税に関わるこれからの時期の分として上げさせていただいたものでございます。

○奥田委員 これからの時期の分ということは、何、これ、1月から3月までの分で、当初予算に比べて130万は、これ、時間外が余計出るということですか。

○竹平総務課長 全体の時間外の額を、大体総括で予算を押さえながらさせていただいておりますが、今回もこのような形で、たまたまイベントもなかったのであれなんですけれども、一応ほかの分の兼ね合いを見ながら、当初予算はなるべく押さえた形での時間外手当は毎年させていただいております。

○奥田委員 いやいや、当初予算を押さえておるのは分かりますけど、これから1月から3月の分で、この時間外が……。当初は幾らやったのかな。それで、130万追加だと幾らになるのかということと、そのちょっと理由がよく分からないんですけど、理由と、2点、ちょっとお願いします。

○竹平総務課長 すみません。当初予算では120万円であったと思っております。今回のコロナ禍とかそういったので期間が延びるとかそういったものを踏まえた中で、今回の課からとしての130万円の増額という見込みでございます。

○奥田委員 しつこく言うつもりないですけど、ちょっと120万、これ、130万増額しておったら250万にするということですかね。でも、これ、イベントもなくっていろいろ言われていますけど、その辺のところ、僕、ちょっと市役所と

して臨機応変にやれたらいいのになど。税務課だけが負荷かかっておるわけじゃないでしょう。ほかのところだって、イベントないところなんかは逆に負荷はかかっていないと思うし、もっと上手にやれないものなのかなという、応援体制したりとかね。別に、こんな無駄な130万追加せんでもいいんじゃないかなという。それやったら、僕は、街灯一つぐらいつけてやってくれよという思いがあつてね、避難路とか整備は全然進まないじゃないですか。そんなので、この130万、ぽんと時間外がついてくるということ、市民の方も理解しにくいですよ、これ、今の時期、こんな。いかがですか、こんな。

○竹平総務課長 委員のおっしゃるように、その辺はやはり臨機応変に対応しなければならないということで、応援体制としては課税のところにおいても一応取らせていただいております。

○奥田委員 その辺の応援体制、上手に取って、時間外出ないようにしたらええじゃないですか、こんな。この130万なんて、130万あったら、街灯一つぐらいつけられるでしょう、本当に。避難路だって、30万ずつ30万ずつで何か1か所ずつやっていますけど、何年かかるのかなというところもあるしき。もったいないですよ、何か。こういうふうな、もうちょっと精査できないですか、総務としても。それか、駐車場だって、もうちょっときれいにしてやってくださいよ、そういうの、こんなお金があるんやったら。駐車するところもないんですね、今、これ、耐震やっているもんで。どれだけ迷惑かけていると思うんですか、市民の方々に。もうちょっと駐車場を整備するとかさ、こんな130万もお金があるんやったら。これは、使えませんか、これ。

○竹平総務課長 総務課といたしましても、その辺は協議をさせていただいた中で、なるべく抑えるような形を取ってまいりたいというふうに努力してまいります。

○濱中委員 私、逆の話になるかなと思うんですけれども、時間外にまで及ばんならんほど人が足りていないということではないんでしょうか。職員数を減らしたということでは……。

(発言する者あり)

○濱中委員 奥田さん、人の発言中は、ちょっと黙っていただけますか。

(発言する者あり)

○濱中委員 先だつての質問の一般質問の中でも市長が、職員数を減らすことで財政改革をしておるといふふうに言われたんですけれども、やはり、市民にちゃんと対応するための人数が確保された上でのものなのかなというふうな疑問を得たん

ですけれども、時間外にまで及ぶというのは、やっぱり時間内にできる人数も限られてきておるのかなって気はするんですけど、その辺りはどうですか。仕事量と職員の数のバランスは、取れているように思いますか。

○竹平総務課長 定員適正化の関係になるかと思うんですけども、確かに職員数については抑える形でしているというのが確かに現状でございます。

ただ、時間外につきましては、なるべく抑えるように。ただ、どうしても申告に回って、その後の中のと、時間外というものがどうしても必要になってくる、時期的なものでどうしても必要になるという部分がございます。ただ、その辺についても、なるべく応援体制をできるような形を今年も取らせていただきましたし、また、その辺も含めて協議をしながら時間外の縮減には努めてまいりたいというふうに考えております。

○奥田委員 ちょっといいですか、反論させてもらって。

反論じゃないんですけどね、私が思うのは、だから、さっき申し上げたように、税務課なんて、もう繁忙期、決まっておるわけじゃないですか。この、そうでしょう、確定申告の時期が一番忙しいわけでしょう。だったら、その辺のイベントだって、今、やっていないところ多いわけですから、だから、その応援体制というの、うまくできると思うんですよね。それは職員が不足しているのかもしれないんですけど、僕は不足しているとは思っていないんですけどね。市民の方々の話を聞いていると。なんで、皆さん、窓口行ってもそんな緊張感覚えないし、挨拶もしてくれんしという、何やっているんだろうというような話をよく聞くもんでね、市民の方から見るとね、見るとですよ、市民の方の意見としてね。だもんで、こういうふうに僕は総務課として、この配置というのを、うまく応援体制というものを取りながら、できるだけやっぱり。急にね、これ、当初予算は削ったんだと。今、いや、1月か3月要るもんでって言って130万ぼんと上げられてきてもね、僕もそうやし市民の方も納得しにくいですよ、これは。だったら、駐車場ちょっと整備して、ちょっと借りてください、何か所か。止めるところも、あれはないじゃないですかというね、市民の方々も苦情出ているし。ちょっとその辺、総務課もよく考えてくださいよ、ちょっと。僕は、それを言っているんですけどね。

○竹平総務課長 奥田委員さんおっしゃるとおりに、その辺は、きちんとやっぱり総務課としてもきちんと協議をさせていただいた中で、応援体制については今年も取らせていただいております。課税の後の課税を決めていく時期の間についての応援体制も取らせてもらっていますし、また、その辺については十分協議はしたい

というふうに考えております。

○奥田委員　くどくど言うつもりもないんですけど、ただね、その毎年毎年確定申告なんて、そう変わりませんよ、仕組みが。やるね、仕組みをきちっと、手順を、もうマニュアル化してね、きちっと決めていけばね、僕そんなにね、毎年毎年こんな残業せなあかんですということ、僕はないと思うんさ。だって、確定申告はそんな難しいことじゃないじゃないですか。もう毎年、決まっているんだもん。税制改正あるよ、毎年。やること決まっておるやないですか。税務相談を受けて、それで、申告書を受けて、それだけでしょう。流れは決まっておるわけですから、その辺のことはきちっとね、僕は、システム化して、仕組みだけの問題やと僕は思うんですけどね。そこをきちっとされたら、こんな余分な130万要りませんよ、本当にと僕は思うんですけどね。どうですか。

○竹平総務課長　時間外については、そういったことも含めて、仕事のやっぱり効率化は確かに大事ですので、その辺について、また、各担当課との協議も含め、させていただきたいと思います。

○野田委員　ちょっと聞き漏らしたのかどうか知らんけど、この130万については、前年度比と比較して、どうなんです。いつもこういう形で、ここに、こういうところの特殊要因というか季節要因で合っているんですか、そこら辺が。

○竹平総務課長　前年と大体比較して、この程度の額になっていると思います。

○南委員長　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　ないようですので、その他の報告だけ、庁舎の工事の進捗状況の報告だけを求めたいと思います。

○竹平総務課長　すみません。資料の3ページやったっけ……。資料のほうを通知させていただきます。

市庁舎の耐震工事の進捗状況ということで御報告をさせていただきたいと思えます。

まず、施工の終了期間の予定でございますが、正面玄関については、現在、12月末ということで報告をさせていただいておったところでございますけれども、正面玄関につきましては、ちょっと1月の中旬になるということで、また少し御迷惑をおかけするんですが、期間がちょっと延長になります。これについては、きちんとまた周知のほうをさせていただきたいと考えております。

また、2階のトイレについては1月中旬、1階トイレは2月中旬、地下の1階ト

イレについても2月中旬という形で、1階は市民サービス課窓口2月中旬と書いてありますけれども、1階フロアということで2月中旬にはほぼ完成に至ると。

あと、監査委員会事務所については2月の下旬ということで、全体工事については3月上旬になるということで、全体の進捗率については、11月末現在で69%ということで、進捗のほうは計画をちょっと上回って、全体工事についても若干早くなるというふうに今確認しておりますので御報告をさせていただきたいと思えます。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

じゃ、総務の審査を終わらせていただきます。ありがとうございました。

引き続き、政策調整課のほう、お願いいたします。

(「休憩取ってもいいんじゃない」と呼ぶ者あり)

○南委員長 いや、休憩しません、もう。午前中、もうそのまま行かせてもらいます。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、議案の審査へ入る前に、先ほどのふるさと納税の企業版のほうの説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です、よろしくをお願いいたします。

委員長おっしゃられるのは、先ほどの御質問のありました企業版ふるさと納税の対象となる法人は、原則、外国法人を含め青色申告を提出してある法人というふうにされておりますので、全ての法人が対象となっております。ですけど、ただし、尾鷲市に本社がないということが条件とついております。

委員御質問の公益財団法人や社団法人、これらにつきましては、やはり公益的な意味から通常は公益法人ですので税がかかるとはたないのですが、一部収益事業を行っている法人も多数ございますので、収益事業から生じた所得が法人税の課税対象でございますので、今回の企業版ふるさと納税のメリットである法人税の軽減を受ける要件を例えば望まれるのであれば、こういう公益財団法人であっても収益事業をしている事業者が対象となりますので、全ての法人が対象となることですので、そういう御理解でお願いしたいと思えます。

○南委員長 分かりました。

それでは、付託議案の71号の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長　それでは、議案第71号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について、当課に係る分を御説明いたします。

最初に、歳入についてでございます。

補正予算書の12、13ページを御覧ください。通知させていただきます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金のうち90万円の増額は地方創生推進交付金で、東紀州地域振興公社観光DMO分の交付金でございます。これは、当初申請で交付対象外となって一旦取下げさせていただいたものですが、二次申請で交付対象となったことから今回計上させていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち170万3,000円の増額は病院事業会計負担金で、尾鷲総合病院前のバス停留所用地取得に係る費用のうち2分の1を病院事業会計から負担いただくものでございます。これにつきましては、関連して支出のほうで説明させていただきます。

次に、歳出についてでございます。

補正予算書の20ページ、21ページを御覧ください。通知させていただきます。

2項総務費、1項総務管理費、5目企画費、交通体系関係事務経費の623万6,000円の増額について御説明いたします。

まず、11節役務費41万1,000円の増額は、尾鷲市コミュニティバスの停留所用地取得に係る測量及び登記の手数料でございます。

12節委託料283万円の増額は、尾鷲市コミュニティバス運行委託料において、新型コロナウイルス感染症の影響により運賃収入が減少したこと、また、国庫補助金の限度額が引き下げられたことに伴う市負担金の増額でございます。

16節公有財産購入費299万5,000円の増額は、尾鷲市コミュニティバスの停留所の用地取得に係る公有財産購入費でございます。

ここで、委員会資料に基づき御説明いたします。

資料1を通知させていただきますので御覧ください。お願いいたします。

現在、尾鷲市コミュニティバス等の停留所があるパーティハウス様前のバス停留所、停留所名は尾鷲市病院前と言いますが、ここは、通院や通学、買物などの利用者が多い停留所であるもののベンチ等を設置するスペースがなく、利用者から利便性向上の要望が出ておりました。また、本市の中でも最も交通量が多い区間で、国道42号本線上に停車するため、交通事業者から安全上の懸念も指摘されておしま

した。これらのことから、同停留所を尾鷲総合病院前に移設し、新たに路側帯を設け、利用者の利便性の向上と道路運行上の安全性を高めることを目的に、尾鷲市総合病院前バス停移設に係る登記手数料及び公有財産購入費を補正予算として計上するものでございます。

2 ページの地図を御覧ください。

移設の概要といたしましては、総合病院入り口前の歩道を改修し、バスが進入、停車できるスペースを確保して、病院入り口前にバス停を移設するために必要となる歩道の私有地部分を購入するものでございます。

同私有地部分は、かつてから尾鷲総合病院が入り口前のロータリーとして賃貸借契約により借り受けていたものですが、今回のバス停留所移設事業に当たり購入をさせていただくものでございます。

ちなみに、尾鷲総合病院の敷地も尾鷲市の所有地でございます。

なお、土地を購入した後、歩道改修工事は、国土交通省紀勢国道事務所において次年度以降に実施される予定でございます。

資料 2 を御覧ください。

尾鷲市コミュニティバスの 4 路線のうち八鬼山線及びハラソ線の 2 路線については、新型コロナウイルスの影響に伴う利用者の減少及び国庫補助の限度額が引き下げられたことに伴う市負担金の増加が見込まれるため補正予算を計上いたします。補正額は右下にございます 2 8 3 万円で、内訳はそのとおりです。やはり二十数% ずつ運賃収入が減っております。

続いて、債務負担行為補正についてでございます。

補正予算書の 6 ページを通知させていただきます。

債務負担行為補正の当課に係る分といたしましては、上から 6 段目、尾鷲市コミュニティバス八鬼山線及びハラソ線運行業務委託、令和 3 年度限度額 3, 9 6 9 万 3, 0 0 0 円と、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料、令和 3 年度限度額 1, 9 4 2 万 4, 0 0 0 円でございます。内訳につきましては、資料に基づき、資料 3 を通知させていただきます。御覧ください。

尾鷲市コミュニティバス 4 路線の運行を継続していくため、尾鷲市コミュニティバス八鬼山線及びハラソ線の運行業務委託、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区の指定管理料について、債務負担行為の内訳でございます。

なお、尾鷲地区及び須賀利地区の指定管理につきましては、令和 3 年 1 月に公募を行い、仮協定を締結した後、令和 3 年第 1 回定例会におきまして改めて議決の手

続を踏まえ協定を締結させていただく予定でございます。

内容について御説明いたします。

八鬼山線及びハラソ線の運行業務委託、令和3年度限度額は、運行経費4,568万2,000円から利用料金収入見込額653万2,000円と補助金見込額306万6,000円を差し引いた額に消費税を加えた3,969万3,000円でございます。

続いて、尾鷲地区、須賀利地区の指定管理料の限度額の内訳は、運行経費1,928万5,000円から利用料金見込額162万7,000円を差し引いた額に消費税を加えた1,942万4,000円でございます。

以上で、令和2年度補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。

○濱中委員 議案上程のときにもちよっと聞かせていただいたんですけれども、先ほどの説明で行きますと、総合病院の現在ある土地も尾鷲市の行政財産で、今回買っても1筆扱いになるということかということ、その確認1点と、あと、これは土地の鑑定をせずにもう金額が決められたという理解でよろしいですか。鑑定料出ていないので、その2点。

○三鬼政策調整課長 今回購入させていただきますと尾鷲市の所有になります。尾鷲総合病院の敷地も尾鷲市所有でございますが、1筆にはなりません、それぞれ尾鷲市の所有としての扱いとなります。

それと、今回提案させていただきましたものに土地の鑑定料が含まれていない根拠といたしましては、土地の評価額を基に所有者様と合意が取れているということとを前提に、それを根拠といたしましたので、計上してございません。

○濱中委員 あと、もう一点最後に、病院が負担金を持つというこの辺りの考え方もちよっと説明をいただきたいなと思うのと、今回は購入に対する負担であって、今後の維持管理の中で、総合病院がこの土地に対しての負担金があるのかどうかという、その辺りをお聞かせください。

○三鬼政策調整課長 今回、尾鷲総合病院前に停留所を設置するという事で、尾鷲総合病院を利用される方のために、従前からロータリーとしてこの土地を所有者様から年間幾らという感じで借り受けておりました。それが今後購入することによって負担が軽減されることと、利用者は、総合病院にかかる方も含めて利用者の利便性の向上につながるという観点から、尾鷲総合病院が受ける恩恵も含めて2分の1相当を相談の上、決めさせていただきました。

今後、管理につきましては、一般的には敷地管理をしていただいている尾鷲総合病院の中で、特に費用がかかることは今のところ想定してございませんので、費用負担は発生していないものと考えております。

○野田委員 今に関連してですけど、あれ、平米数って、どれぐらいあるんですかね、病院前のその課題になっているところって。

○三鬼政策調整課長 現在、尾鷲市の課税標準となる税務課上は、77平米余りというふうに理解しております。

○野田委員 コミュニティバスなんですけれども、コロナの影響で乗車数が減ったということですが、大分減っているんですかね。

○三鬼政策調整課長 八鬼山線につきましては、この資料の2にもありますように23%程度減っております、ハラソ線につきましては28%を、予算よりかは減っているのが現状でございます。全てがコロナだけとは限りませんが、減っております。

○野田委員 いや、乗車人数というか、それはまだ把握されていないですか。

○三鬼政策調整課長 11月まで乗車数は延べ5,300人余り、14.2%減少しておるのが現状でございます。

○野田委員 要は、市の持ち出しがやっぱりだんだんと多くなる中で、前回の債務負担行為のときに比べても、前は運行経費に対する利用見込額というのが、まだ20%ぐらいあったと思うんですけれども、今回また十四点幾つとか八点幾つに下がってきています。これは恒常的にこうなってくると、やっぱり……。これ、ちょっと先の話ですけども、やっぱり抜本的な何か考えていかないかなのかなと思いますが、その点、どのような計画ですか。

○三鬼政策調整課長 確かに、地域の住民の足を支える公共交通は非常に大事なものですけど、これらにつきましても、財政負担との割合をどう考えるかという観点も必要だと思います。来年、公共交通を見直す計画の年でございます、毎年幾つか見直しを行っているのですが、新たな方法がないかも含めて、現在でも担当の中で協議させていただいていることも含め、この財政負担の割合を少なくする方法も含めて今協議している段階で、来年度の公共交通の計画に反映させていきたいと思っております。

○野田委員 来年って、あれ、いつも10月頃……。いつ頃でしたか、来年、その……。

○三鬼政策調整課長 私が先ほど申し上げましたのは、5年に1度改定をしてお

ります地域公共交通の計画でございますので、来年度をかけて計画を策定させていただきます。

あと、例年、年2回ほど行っております地域公共交通の協議会の報告はまた随時させていただきますが、年2回ほど協議会は行っております。

○野田委員 ありがとうございます。

○奥田委員 今のコミュニティバスのところなんですけど、債務負担行為、予算書6ページのところなんですけど、資料3ですかね、資料で言うと、4ページ。これは来年1月に公募するということなんですけど、今って、もう1年でやっていたんですか。前、何か3年とかでやっていなかった……。1年でやっているんですかね、今。

○三鬼政策調整課長 これにつきましては、例年1年でさせていただいております。

○奥田委員 分かりました。1年契約ということですね。

でも、これ、結構上がっていますね、両方で6,000万ぐらい。そうでもないんですか。例年どおり。

○濱田政策調整課長補佐兼係長 やはりちょっと人件費等の関係があって上がっております。

実際のところ、運行経費全体に係る歳出というのが上がっているんです。それを、今回この債務負担行為もそうなんですけど、全体に係る運行経費から運賃収入と三重交通に直接入る引いた補助金ですか、維持補助金というような国庫補助があるんですけど、そこを引いた額を債務負担行為に上げています、実際のところ。ただ、元の運行経費、今回のこのバスでコミュニティバスに係る運行経費は、上がっていると。

○奥田委員 運行経費が上がっているってことなんですけど、これ、コミュニティバス導入したときは、平成21年やったかな、そのときは確か4,000万ぐらいやったと思うんですけどね、もう当時に比べれば1.5倍ぐらいになって、財政難の中にかかってくるとちょっと大変ですけどね。分かりました。

それで、もう一点だけ、すみません。資料1のところバス停の件なんですけどね、総合病院の前の、これはふれあいバスハラソ線の輪内方面へ行く場合だけですか。輪内方面から来る場合でも、僕はちょっとおととの前で止まるのというのはちょっと遠いかなという感じがするんですけども、できたら入ってもろうてね、こういうロータリーみたいな形で回ってもらって。回るにも、入って、こう、出るでも

いいかなと、うまいこと入れないかなという感じがするんですけど、そこまではないんじゃないかな。

○三鬼政策調整課長　　今回、御提案させていただきましたバス停を利用されるのは、基本、ふれあいバスの八鬼山線、ハラソ線、そして、尾鷲地区の循環のミニバソタイプ、あとは高速バスも入れるような形で協議は進めておりまして、主に、42号の下りが基本となって。やはり上りは、今までどおりおとと様前の乗車が基本となります。やはり、交通安全上の観点からもUターンというか遮って入ることも含めて、バスがちょっと大きいものですから、今、尾鷲地区を走っている小ぶりの車両は入っていくことができるのですが、バスのサイズになると、安全上、恐らく、今、相当懸念されておりますので、今後の課題となっておりますので、今回も、やはり上りについてはまだ宿題が残ったままでございます。

○奥田委員　　今回ね、本当にこれだけでも非常に助かるもんでね、議会報告会なんかしても、毎回のように、これ、何とかならん、このパーティハウスの前のバス停、何とかならんかという意見が結構多かったんでね、これ、非常にありがたいことなんですけど。ただ、その尾鷲地区を走っておるやつでもね、光ヶ丘へ行って戻ってくるバス停も入るじゃないですか、そのままこっちへね、病院へ入ったりとか。だから、輪内方面から来るときでもね、そのまま正面へ入っていただけると非常に利便性が高まっていいんじゃないかなとなるんですけど、次の宿題ということですか。その宿題は、どうなるんですかね、どういうふうに担当課としては考えていますか。

○三鬼政策調整課長　　やはり、安全運行上、大きなバスがUターンするというのも難しいというか危険な面もございますので、やはりおとと前の停留所をどうするかということも含めて、今のところなかなかそれに向けての案は持ってはいないのですが、やはり皆様が快適に安全に乗降できるように次の公共交通計画の中でも議論はしていきたいと思っております。

○南委員長　　他にございませんか。

それでは……。

○三鬼（和）委員　　先ほど、高速バスも止まれるようにとしたんですけど、バスを使う方は、近くに自分の車を置いていかれる方と、そこから迎えが来ておるということがあって、その辺、大丈夫なんですかね。その辺もやっぱりちょっと考えた上で、考慮した上で。例えば、バスに対する迎えとかそういう迎えに来たとかという、下りのバスに迎えに来たとかがあったときに、迎えの車がどう対応できるかと

いうのかな、それもシミュレーションした上で受入れするかどうかというのを検討されるほうがいいんじゃないですかね。

○三鬼政策調整課長 委員おっしゃられる御提案なのですが、基本は、やはり高速バスも含めて、42号本線上に停車して乗り降りするときの危険性を回避することを主眼にさせていただいております。ですので、こちらで総合病院前にバス停ができた暁に、ここを利用される方が降りた後も、そういうお迎えにつきましては、基本は安全なところで停車してお待ちいただくということを基本に考えておりますので、例えばパーティハウス前のところのほうが例えばよかったって言われる方もいらっしゃるかもしれませんが、基本、本線上に車を止めない路側帯を造るという観点から、高速バスにも運行車にもメリットがあるということも重視してしておりますので、今、委員おっしゃられた利用者の利便性に全てがプラスに働くかどうかというのは、ちょっと個人の評価にもよるところがあると思います。

○三鬼（和）委員 道路上にするというのは、普通の路線バスじゃ、普通に止まられておるところが多いわけで、もう少し遡って経過をお話しすると、コミュニティバスができた折に、帰る方が待っておるところがないということで、一時期、今の全面的に今銀行ができたところとかそういうところを市が借りておった、病院が借りておった折には、あの端に何か待避所とか、あと、パーティハウスさんに一時期借りたけど、たばことかあんなのもあって危険というので断られて、道路上で待つということができたんですけど、主にコミュニティバスを利用する方の利便性とかそういうので話してきた経緯があるわけで、私は、ただ、路線バスとかが行って迎えの人とかそういう車が路上で待ったりとかということが出てくると大変危険だ、むしろ反対に危険だなと思うので、そういうことから言っておるわけで、空くとか空からないんじゃないしに、ちょっと基本的な考えというのは、ちょっと違うように思うんですけど。

○三鬼政策調整課長 やはり、路上でお待ちいただくというのは非常に危険なことです。それは今も含めて啓発はきちっとしていきたいと思っておりますし、そういうことも含めて、やはり今回の移設によって多くの利用者様が以前よりよくなったと評価していただけるような形で進めていきたいと思っております。

○南委員長 では、議案の審査のほうを終了させていただいて、報告のほうは2件ありますので、よろしく願いいたします。

○三鬼政策調整課長 それでは、その他とさせていただきます、一つお願いがございまして御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による伊勢鉄道株式会社の支援について御説明をさせていただきますので、資料の4を通知させていただきました。御覧ください。よろしく願いいたします。

まず、伊勢鉄道について概要をちょっと御説明いたします。

伊勢鉄道は、名古屋へ行くときに途中通る河原田から津駅までの22.3キロメートル区間で、旧国鉄の伊勢線として昭和48年9月に営業開始、昭和59年に一旦廃止対象となりましたが、地元の意向によって、県、沿線の市町及び民間企業の支援を得て第三セクターとして昭和62年3月に営業を開始しております。

その地図にもありますように、JR紀勢線は亀山まで、亀山から関西線というJRを、その伊勢線を使うことによって一直線で行けるようになるということから、ワイドビュー南紀や快速みえが恩恵を受けるということによって、尾鷲市も伊勢鉄道の支援に参画をさせていただいているところでございます。

そこに記入がありますように、伊勢鉄道の役割としましては、現在、特急南紀が1日8本、快速みえが1日26本、普通列車が1日43本運転されており、地域住民の特に通勤、通学における移動手段として大きな役割を担っているほか、名古屋と伊勢、鳥羽方面及び東紀州地域を結ぶ幹線道路網の一翼を担っております。

平成30年度実績では、輸送人員が171万人、旅客収益が約5.5億で、ここ二十数年は黒字経営、または少額の赤字が出ても内部留保でカバーできるという第三セクターにしては珍しく運行面では赤字が出ていない路線でございます。

出資の状況は、設立時に県と伊勢線の沿線、紀勢本線の沿線の市町村、賛同企業が2億円、あと、河原田と中瀬古間が複線化しておりますので、これのためには、該当するところが1.6億円を出資しました。この結果、令和元年度末時点で伊勢鉄道の資本金は3.6億円、株主は36団体でございます。

ちなみに、尾鷲市は昭和61年の設立時に150株750万円を出資しております。

次いで、鉄道施設整備等の財源とするために、これはやはり設備の改修に使うために、三重県が三重県地域交通体系整備基金という8億円を設置したのが昭和62年でございます。

また、この基金に対して、平成28年度には、中期安全設備整備計画を行うために、令和10年度までの基金10億円を積み増しを行いました。このときには県が5億円、関係市町が5億円を積み増し行っておりまして、尾鷲市では昭和62年に基金に1,750万円、平成28年から30年度3か年にかけては、基金を2,28

9万1,000円積み増しさせていただきました。

今回、伊勢鉄道株式会社では、設立当初は補助金により損失補填を受けていた時期がありますが、平成9年度以降23年間にわたり黒字経営が多く、赤字が出ても内部留保で対応してきております。

しかし、このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年の4月から9月までの乗車人員実績が、特急南紀で前年度比の78%減、快速みえで72%減、全体でも59%減となるなど、4割ほどの収入しか確保できてございません。極めて深刻な状況でございます。

この状況に対して、同社では、国の特別貸付けを活用したり、人件費や運行経費を節約するなど経営努力を行っているものの、新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、令和2年度以降、同社事業ではかつてない規模で大きな損失の可能性がございます。

ちなみに、令和2年度の損益額見込みは3億円を超える見込みでございます。

このような状況の中、同社が当面の窮状を乗り越え安全運航を継続していくため、三重県と沿線の15市町が協議、調整を行い、新型コロナウイルス感染症の影響による損失への基金、先ほど申しあげました10億円を追加で積み増した基金による緊急的な経営支援について覚書を締結して、支援額については、今後、伊勢鉄道の決算や経営改善に向けた取組状況を厳しく評価した上で、県と市町、沿線の15市町が協議の上決定して金額を決めるものとさせていただきたいと思っております。

なお、支援期間を定めないといつまでも支援するということになってしまいますので、令和2年度運行分から3か年を限度とし、新型コロナウイルスの影響分に限定して支援するという枠組みで覚書を案として決めました。

この基金は、三重県地域交通体系整備基金から支出したいと考えております。

今後、今回支援を実施させていただくとなった場合、現在積み立ててある10億円の基金が令和10年度まで活用する見込みで積み立てました。その基金が3年ほど早くなくなる可能性があることから、次期の設備整備の計画を含めた今後の支援の在り方について、別途、県と伊勢鉄道に関係する市町で検討を行っていくこととなっております。

なお、支援に関する覚書は、次のページ、7ページから9ページに、今回覚書として作成させていただきました。今、説明させていただいた内容を書き表したのが覚書でございます。というのは、今回この10億円というのは、主に設備に対する基金として積み上げたものですので、今回、新型コロナという影響に対する経営支

援としては、別途、覚書を交わして、限定した支援に各市町が取り組むということ
を協議したいということから始まりました。ですので、これについて、なお、何と
ぞ御理解のほどよろしくお願ひしたいと思つて今回御提案させていただきました。

以上でございます。

○南委員長 伊勢鉄道の支援についていただくと。

特に御意見のある方は。

○三鬼（和）委員 1点だけで。基金を使うということであれなんですけど、本
来これは県からのこともあつてということで、将来的にこの減ってしまった基金を
どうするかってなつたときには、やっぱり県のほうからやっぱりきちつとした方針
をいただかないといつと、本市としては直接あまり利用しておつてもどうかって分
らんぐらいのことに全体を賛同しておつたということなので、次回のときはそうい
つたことが明確になるように、県とか全体の協議の部分も議会のほうに報告して
いただきたいと思つていますが、どうですか、いかが、その辺は。

○三鬼政策調整課長 今回、御提案させていただきました覚書が締結された
暁には、先ほども申し上げました、いわゆる伊勢鉄道の決算状況、そして、あと、
経営努力をきちつと精査した上で支援額を決定します。ですので、それをまた議
会にも報告させていただきたいのと、県が、今はまだちょっと具体的には次の
基金をどうするかというところまでは考えがまだ整理されておりませんが、
そういう考え方も含めて、随時御説明させていただきたいと思つています。

○野田委員 確認ですけれども、もう支援期間は令和2年度運行分から3か
年度分を限度とするということで、これは経営支援ということですね、され
るといふことなんですけれども、この3番の今後の対応つて、いつ頃から、
これ、覚書が締結された後のスケジュールというの、どのような形でされ
るといふのは分かります。

○三鬼政策調整課長 覚書は、希望としては年度内に、年明け年度内に15
市町の御理解を得て覚書を締結したいというスケジュールでございます。

その後、伊勢鉄道の決算が出る春頃、4月から5月にかけて、それと、
あと、経営努力の状況も踏まえて、金額を5月から6月頃に決定して、
その時期に支援額を決定し、三重県が今基金として預かつてい
るところから三重県が支出するといふ形ですので各市町からの直接の
支出はないのですが、基金が令和10年度までである前提で積み立
てたものが少し早く次の議論が始まるといふことが懸念されてお
りますので、そういうスケジュールでございます。

○野田委員 といふことは、来年の5月か6月頃の決算状況を見てからのことと

ということやね。来年ということやね、その……。

- 三鬼政策調整課長 支援額が決定するのは、その数字を見てからでございます。ですので、覚書を、今支援するという方向性を議会にお示しして御理解いただいて、覚書の締結は、年明けに各市町が御意見をいただきたいということで、三重県のほうからも御説明があります。
- 奥田委員 これ、今回、コロナの影響で覚書ということなんですけど、ただ、この資料にありますようにね、28年から30年にかけてもね、2,280万出しているんですよ。この財政難の中で痛いですよ、これ、非常にね。これ、取りあえず覚書ということで、決算見てから負担額というのが決まってくると思うんですけども、その概算としてどれぐらいを見ているんですか。
- 三鬼政策調整課長 先ほど御説明のページにもありますように、年間約5.5億円が運賃収入で入ってきます。今回、6割ほど運賃収入が減っておりまして、運賃収入が約6割減ということから、今のところ3億1,800万円ほどが現時点でのいわゆる損失の見込額として、令和2年度の。ですので、今後、秋から3月にかけて、このコロナの状況によって、旅客が延びるのか何か落ちるのかも含めて、現時点では6割減の3億円の収入減を見込んでおりますので、支援額は令和2年度は3億円余りを見込んでおるのが現状でございます。
- 奥田委員 そうすると、概算的に、今後ね、増えるということはまずコロナの影響でないと思うので、もう、これ、3億1,800万、今、見越しているということなんですけど、これが減るということはないような気がするんですけど。そうすると、尾鷲市の負担というのはどのぐらいになる、概算で言うと。
- 三鬼政策調整課長 これにつきましては、現在の基金として積んでございます基金から三重県が支出をするということでございまして、前回、平成28年から3か年で2,289万1,000円積み立てた金額が、今、10億円の原資としてございます。それが、いわゆる令和10年度まで活用する見込みであったものが、恐らく3年ほど……。というのは、3か年支援するという見込みでありまして、今の想定は、令和3年度は少し新型コロナから回復しても8,000万円余りの損失が出る見込みであるという試算をしております。令和4年度は3,900万円余り。ですので、全体で4億3,000万円余りの仮に支援をしたとして、令和10年度まで使う予定の基金が令和7年度ぐらいでもうなくなってしまうということで、3年ほど基金のなくなるスピードが速くなるということが予想されているのが現状でございます。ですので、次どういう時期の整備計画を策定するのかによって、各市町

の負担とか支援の考え方は、これから議論するというのを県から聞いております。

○奥田委員　でも、その今3年分が足りないという話ですよ。ただ、その、これから負担額が決まってくるという、何か非常に気持ち悪い感じがしますよね。しませんか。この財政難の中でね。概算でも幾らぐらいの負担って分からないですか、出せないですか、今。出されているんじゃないですか。

○三鬼政策調整課長　負担額というか、今のところは、市町が直接支出、例えば来年、再来年とか、各年度に応じて支出するという仕組みではなしに、三重県が今預かっている基金から支出させていただくという仕組みですので、現在負担額の議論はされておられません。ですので、先ほど御説明した令和10年度までであるであろう基金のなくなっていくスピードが速くなるので、次の基金をどうするかという議論をするときに、各関係15市町と三重県が伊勢鉄道にどういう支援をするのかという根本も含めて議論をしましょうということが今の結論でございます。ですので、支援額は、総額は、基金から出す額は、年度ごとに分かりますが、尾鷲市が次の計画のときに幾ら負担するかというのはまだ議論をされておられませんので、そういう状況でございます。

○奥田委員　でも、3年早くなるということだね、基金がなくなるのでね。

（「ことが予想される」と呼ぶ者あり）

○奥田委員　予想されるね。

ただ、やはりこの覚書を締結してしまうということは、やっぱり、これ、28年から30年と同じように、当然、これ、尾鷲市の負担って出てきますよね、これは。出てきませんか。もう、それを聞いてですけど、これからや、これからやと言っても、この財政難やで、ある程度のね……。

○三鬼政策調整課長　この伊勢鉄道を存続して支援するという仕組みは、確かにこの沿線市町にとって大きな負担となっているところ等ございますが、幾ら支援するかというところは、平成28年から30年の3か年にわたっても、基金、中期の安全設備整備計画を立てた上で、令和10年度まで10億円を積み増すことを目的に各市町の配分割合が決まっております。ですので、乗降数とかいろんな根拠を基に各市町の負担が決まっているのが現状でございます。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　確かに、現実問題、数字が出ていないのは事実なんですけど、出ていないんですけど、この2,289万1,000円したときの割合は、尾鷲市の負担割合は2.29%、全体の100%に対して2.29%の積算が2,289万1,000円でしたので、当然負担割合を考えれば、その考え方がベー

スになるんじゃないかなというふうには考えております。

○南委員長 ぼちぼち簡潔に。

○奥田委員 最後にしますけど、そうすると、そんなにあれかな、前回ほどではないという理解でよろしいですか。

○三鬼政策調整課長 やはり、次の計画をどういう例えば設備の整備計画にするかによって、前回はちなみに総額10億円のうち、三重県がいわゆる5億円、関係市町で5億円という配分でしたので、今、補佐が申し上げたパーセントが一つの基準にはなるとは思いますが、各市町が果たす役割や総額幾ら積み立てるかという議論をすることによって、その金額が減るかもしれないし、そのままかもしれないしということでございます。

○奥田委員 最後、じゃ、減ることもないんです。そのままということもあるということでしたけど。

じゃ、実際これがこれから協議ということですけど、尾鷲市が負担するとなると、いつ頃負担ということになるんですか。

○三鬼政策調整課長 現在のシミュレーションでは令和10年度までの基金の満了が令和7年度に3年間早くなることがシミュレーションとしてされています。それを基に考えますと、やはり令和4年や5年ぐらいから議論をしないとというのが県の考え方でございますので、実際に支出をするというのは、前回も、28年度からの整備計画に対して28、29、30と3か年支出しましたので、例えばこの仕組みで行きますと、計画が何年度から始まるか、例えば令和7年度から始まるのであれば、令和7年度から一部負担金が発生することが予想はされます。

○南委員長 この伊勢鉄道については、覚書は年度中にでしよう、恐らく締結されるのでしろう。大事な部分については関係市町が協議するということがほとんどの中で入っていますので……。

休憩します。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後0時00分)

○南委員長 再開します。

もうそういった意味で、尾鷲市だけ脱退するというわけにはもういかない状況ですので、逐一変わったことがあったら、もう議会のほうへ報告していただくことをよろしくお願ひします。

もう一本の報告、第8次ですか、総合計画の経過説明を求めます。

○三鬼政策調整課長 続いて、第7次……。

○南委員長 第7次、すみません。

○三鬼政策調整課長 尾鷲市総合計画の策定に係る進捗状況を通知させていただきます。

これにつきましては、今回、一般質問等も含めて御質問いただいたことも含めて、現在の状況だけ御説明を申し上げます。

御存じのように、流れといたしましては、最近では市長インタビューが平成2年8月18日に実施したのもホームページに公表してございますが、それについてもいろいろ御意見いただきましたので、対応させていただきます。

また、尾鷲高校生へのヒアリングを実施したり、あとは、これは尾鷲高校2年1組の尾鷲市在住者10名を対象に令和2年9月14日にさせていただいてあるのもホームページに公表してございます。

さきの11月13日の金曜日に第2回の尾鷲市の総合計画の審議会をさせていただきました。これにつきましては、振り返りは内部でやっておるんですが、今から考えていくためのワークショップも含めて、審議会の皆様に次の総合計画をどうしていくかという入りを議論させていただいたのがこの会議でございます。この会議の内容につきましてもホームページ等でさせていただいておりますが、今後、令和3年1月25日の第3回ぐらいからいろんな例えば議論もさせていただきたいと思っております、今後議会への報告は、この令和3年1月25日の次回の報告を中心にまた随時させていただきたいと思っておりますので、今回は資料を基に一度御覧いただきたいというのが現状でございます。ですので、特段、今のところ方向性を議論している最中ですので、議会にお示しする段階は次の段階からとさせていただきたいのが今回のお願いでございます。

以上でございます。

○南委員長 そういうことで、第7次計画については、よろしいですか。

○奥田委員 1点だけ、ちょっと確認、1点だけ、すみません。

あのね、ちょっと、政策調整課に聞きたいんですけども、この資料4のね、第7次尾鷲市総合計画等策定に係る市長インタビューをしたのはいいじゃないですか。これ、一般質問でも、濱中委員と楠議員が、それが出ましたけど、これ、見ていると、例えば財政の健全化のときなんかも、これ、令和元年度の予算案では残りが4,000万円しかなかったってあってね、何があれだかという主語が抜けておるんです

よね。

それから、その国土強靱化地域計画についても、これも一般質問の中で言われていましたけど、車社会の尾鷲において災害時に逃げる手段は車であると思うが、あのがたがたで狭い道では逃げるできないと思うとかね、こういう、ある意味、不適切ですよ、このね、表現が、市長のね。こういうのをね、ホームページにも載せたわけでしょう。そのときに、この政策調整課として市長に箴言というのはしないものなんですか。それと、これ、もっときちんと文書をつくり上げてね、ホームページに載せるというような作業というのはできなかった何か理由って何ですかね、これ。このままで市長がええと言うたのか。

○三鬼政策調整課長　いえ、私ども事務局として、いわゆる例えば内容のチェックとホームページに載せるときの考え方が十分でなかったというのは反省しております。ですので、今回一般質問で御質問いただいたことの市長の発言も含めて、やはり市長はインタビューで結構長い時間している中のいわゆる概要なのですが、それにつきましては、確かに表現が私たち事務局として配慮が足らなかったことを反省しております。

○奥田委員　中身は、次、中身は今度するということなのでくどくど言うつもりはないですけど、ただ、これ、車社会で災害時に逃げる手段は車であると思うなんてね、こういうことをね、市長が言ってしまふ、載せてしまふ、そこをね、政策調整課もチェックしない。主語が抜けているのにそれもそのままというのはね、ちょっと政策調整課が反省していると言っても、これはやっぱり市長とのコミュニケーションというのが、僕、うまく行っていないんじゃないかなという気がして。そういう中で、今後この総合計画をつくっていくというのはね、非常に不安なんですよ、不安なんです。市長はこれでええと言うておるんですか、これは。僕は非常に不安ですよ、これ。

○三鬼政策調整課長　御指摘のことも踏まえて、やはり総合計画は、市の総合計画、基本となる計画ですので、今回、国土強靱化も含めて大事な時期ですので、いま一度気を引き締めて当たりたいと思います。

○南委員長　はい、また……。

○楠委員　今回、この検討はね、当然必要ですし、期限も来ていますからやらなきゃいけないんでしょうけど、6次の後期基本計画の施策の評価のところ、これは一応まだ評価中ということなんですけど、これを先に出さないと本来作業できないはずなんですよね。グループワークとかいろいろ3班に分けてやっていますが、

目標設定しながらやることも悪くはないんですけど、その前に、基本構想の中で、尾鷲市の将来都市像を明確に理解させてからじゃないと、ただテーマを立てただけで何したのか分かんなくなると。ちょっとこのやり方がどうも……。さっき奥田委員が仕組みというような話をしていましたけど、これ、ちょっと手順間違えているんじゃないかと思うんですよ。夢、希望とか充実、革新と言いながら、6次では後期でも書いてあった食の町が消えている。これ、いろいろ事情で消えるのは別に構わないんですけど、そこの評価をちゃんと出していかないと、新しいこの将来まちづくりのこの三つの要素が何で急にこういう言葉が出てくるのか、その説明が先ないと、本来、参加してくれる委員の皆さんの説明にしないと、理解しないうちに終わっちゃうんじゃないかと思うんですが、その辺いかがですか。

○三鬼政策調整課長 確かに振り返りのところのせいで進行中というところもございしますが、先日も審議会の冒頭、課長補佐のほうから、どういうことでこういう形になったのかということも含めて考え方の方針は皆様にちょっと丁寧に説明させていただいたとは思っているのですが、それが例えばどのように浸透するかも含めて、今後、やはり国土強靱化計画のことも含めて、審議会の皆様にきちっとしたことを御理解いただいた上で審議に御参加いただかないと大変失礼なことにもなりますので、その辺は、今委員がおっしゃられたことも含めて、いま一度確認したいと思います。

○南委員長 じゃ、よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 これで調整課、終わります。

続いて、防災をして昼にしたいと思いますので、御協力よろしく願いいたします。

それでは、防災危機管理課から議案第71号の説明を求める前に、ちょっと防災課長のほうが体調をお崩しのようなようですので、課長補佐のほうから説明を求めます。

○大和防災危機管理課長補佐兼係長 防災危機管理課です。今、委員長からも御説明いただきましたが、課長につきましては体調の問題から休暇のため、代わりまして私から御説明させていただきます。よろしく願いします。

それでは、議案第71号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決についてのうち、当課に係る部分につきまして、補正予算書及び予算説明書により御説明いたします。

歳出についてであります。

補正予算書及び予算説明書の50ページ、51ページを御覧ください。

8款……。

失礼いたしました。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費につきましては、補正額1,890万5,000円を減額し、合計4億4,988万5,000円とするものでございます。内容につきましては、三重紀北消防組合負担金として、18節負担金、補助及び交付金1,890万5,000円を減額するものでございます。主に、人件費に係るものと車両購入に起債を充てることとなったことによるものでございます。

続きまして、債務負担行為補正でございます。

それでは、補正予算書及び予算説明書の6ページ、7ページを御覧ください。

当課に係る債務負担行為補正は4件でございます。

第3表の8段目、尾鷲市防災センター浄化槽保守点検・清掃業務委託。期間、令和3年度から5年度まで、限度額90万9,000円。

次の行の尾鷲市防災センター電気保安管理業務委託。期間、令和3年度から5年度まで、限度額50万7,000円。

7ページの11段目を御覧ください。

消防団車庫浄化槽保守点検・清掃業務委託。期間、令和3年度から5年度まで、限度額183万9,000円。

次の行の行政協力員団体傷害保険料。期間、令和3年度、限度額43万7,000円。これにつきましては、市内105門ある樋門等の操作業務を三重県から委託されており、4月1日から公務として実働する水防団員のために加入する傷害保険料でございます。

以上で当課に係る歳出の補正予算説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方、発言願います。よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、防災危機管理課の審査を終わります。ありがとうございました。

ここで休憩をいたします。再開は1時20分からといたします。

(休憩 午後 0時12分)

(再開 午後 1時21分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、税務課所管の付託議案、議案第70号の説明を求めます。

○仲税務課長 それでは、議案第70号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についてを説明いたします。

今回の改正につきましては、後ほど詳しく説明させていただきますけれども、大きく2点の改正を予定しております。

まず、第1点目といたしましては、保険税負担については基本的には負担能力に応じて公平なものである必要があると考えますけれども、令和2年度の保険税率引上げの際には、同時に賦課限度額の引上げを実施しなかったということから、中間所得層の引上げ割合が比較的大きい状況となっております。そこで、今後保険料負担を検討する際に中間所得層に配慮した税額設定とするため、令和3年度から、既に国の政令で示されている額と同額まで賦課限度額を引き上げることによって中間所得層の引上げ割合の抑制を図ろうというものです。

2点目といたしましては、国民健康保険税の軽減判定所得額の変更であります。平成30年度税制改正によって令和3年度から個人所得課税に係る扶養所得控除及び公的年金控除が一律10万円引き下げられることとなりましたが、それに伴って基礎控除額が同額の10万円引き上げられることとなりました。今回、その税制改正の内容を反映させて、国民健康保険税の軽減判定所得の計算基準においても控除額の変更に応じた軽減基準額の引上げを行うべく、本市国保税条例の改正を行いたいと考えております。

それでは、その詳細については条文並びに新旧対照表では若干分かりづらいため、資料を用いて古戸課長補佐より説明いたさせます。

○古戸税務課長補佐兼係長 それでは、資料に基づき説明させていただきます。

税務課資料1の1ページを御覧ください。

社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や制度や事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度額を授けています。賦課限度額といいます。

国においては、これまでも保険税負担の公平を図る観点から、低所得者層に配慮した軽減判定所得の見直しを行い、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げながら賦課限度額を引き上げてきています。

2 ページ上段のイメージ図 2 を御覧ください。

御覧いただくとおり賦課限度額を引き上げた場合、中間所得層の被保険者の保険税引上げ割合を抑えることができます。

2 ページ中段を御覧ください。

国民健康保険税における賦課限度額の在り方については、被用者保険におけるルールとして、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が 0.5% から 1.5% の間になるように法定されていることとのバランスを考慮し、該当世帯が 1.5% に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げてきています。

本市におきましては、令和 2 年度賦課時点において、医療分で 27 世帯、68 人、後期分で 37 世帯、98 人、介護分で 29 世帯、47 人が超過しており、被保険者数における割合は、それぞれ 1.6%、2.2%、3.4% となっていることから、該当世帯の割合が 1.5% に近づくよう段階的に賦課限度額を引き上げていきたいと考えております。

3 ページ上欄を御覧ください。

これらのことにより、国民健康保険税の賦課限度額について、1 として、国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を現行 61 万円から 63 万円に引き上げ、2 として、介護給付金課税額における賦課限度額を現行 16 万から 17 万円に引き上げたいと考えております。

3 ページ真ん中より下には、参考といたしまして国が示す賦課限度額と本市の賦課限度額の平成 20 年度からこれまで、そして、令和 3 年度予定額までの推移を表にしてみました。御覧いただきますとおり、本市の場合、平成 24 年度以降において市民への周知期間を考慮し、それぞれ国の限度額改正のあった 1 年後において賦課限度額の引上げを行っております。

4 ページを御覧ください。

本市における令和 2 年度賦課時における限度超過世帯の状況であります。

本市において、令和 2 年度の賦課限度額超過世帯は、一番多い後期高齢者支援金分で 37 世帯ございました。

丸の二つ目、三つ目を御覧ください。

今回の改正による影響についてですが、仮に令和 3 年度においても令和 2 年度と同じ所得で試算した場合、引上げ後の賦課限度額超過世帯は、医療分で 26 世帯、65 人、介護給付金分で 28 世帯、44 人となり、被保険者数における割合は、医療分でマイナス 0.1% で、割合が 1.5% になります。介護給付金分が 0.2% 減

で、割合が3.2%となります。

また、この賦課限度額引上げによる市税収入への影響といたしましては、医療分で54万円、介護分で28万円の約82万円が増加する見込みです。

以上が国保税賦課限度額の引上げについての説明となります。

次に、国民健康保険税の軽減判定所得の変更について、事例を挙げて説明させていただきます。

5ページを御覧ください。

まず、個人所得について、働き方改革を後押しする観点から、平成30年度税制改正において、令和3年度以降の課税に対する所得税や住民税の改正がありました。こちらの改正につきましては、加入している健康保険に関係なく、国民健康保険の方も社会保険の方も全ての方が対象となっております。

具体的な改正内容につきましては、上段の図を御覧ください。

概要を簡単に説明いたしますと、給与、公的年金所得控除額が10万円減少したことにより、給与所得、年金所得が10万円増加することとなりました。しかし、全員の基礎控除額を10万円引き上げることで同じにするという改正です。これにより、給与、年金収入の方を据え置き、それ以外の収入の方は減税となります。この改正は、給与、年金以外の収入を選択しやすくするという趣旨で行われました。

しかし、この改正の結果、国保税の軽減判定に用いる額は、収入から給与所得控除額や公的年金控除額等を除いた額でありますので、このままでは軽減判定に用いる額が、これまでよりも10万円高くなってしまうこととなります。そうすると、これまで国保税の軽減を受けていただく世帯が軽減を受けられなくなったり、軽減割合が低くなってしまうケースが生じます。

下段の図を御覧ください。

そこで、これまでと同じような収入状況の場合、令和3年度からも、これまでと同様に国民健康保険税の軽減が受けられるように、国民健康保険税を軽減するかどうかを判定するための基準が記載のとおり見直しとなります。7割軽減基準、5割軽減基準、2割軽減基準、それぞれ見直しとなります。

具体例を7ページ、8ページにお示ししましたので、御説明させていただきます。

7ページを御覧ください。

国保加入者1人の世帯で、令和2年度までは、その方の収入が年金180万円の場、年金所得は120万円控除され60万円となります。ここで、5割軽減に該当するかどうかの判定基準は、現在において、基礎控除額33万円に1人分28万

5,000円をプラスした61万5,000円ですので、この世帯は5割軽減に該当しております。

しかし、今後は、同じ年金収入が180万円の場合でも、年金所得は110万円の控除しかなくなりますので、収入が70万円となります。所得70万円では61万5,000円の控除、5割軽減判定基準を超えているため、5割軽減に該当しなくなってしまうため、そのため、軽減判定所得を見直し、33万円を43万円にして、1人分28万5,000円の控除を足して71万5,000円とすることにより、引き続き5割軽減に該当するようにします。

次に、下段の図を御覧ください。

国保加入者2人の世帯で、その世帯の収入が、夫240万円、妻130万円の年金収入の場合、合計で370万円ですが、年金所得はそれぞれ120万円ずつ控除されるので240万円控除され、合計所得は130万円になります。

2割軽減に該当するかどうかの判定基準は、現在においては計算式に当てはめると137万円ですので、この世帯は2割軽減に該当しております。

しかし、今後は、同じ年金収入が370万円の場合でも控除が110万円になりますので、所得が150万円となってしまいます。所得150万円では137万円を超えてしまっているため、2割軽減に該当しなくなってしまうため、そのため、軽減判定所得を見直し、157万円とすることにより、引き続き2割軽減に該当するようになります。

次ページ、8ページにつきましては、営業所得の世帯で、この改正により新たに軽減対象となる世帯の具体例となっております。

国保加入者1人世帯で、その方の収入が営業収入の場合、仮に300万円の収入として、必要経費を210万円と申告された方については所得が90万円となります。この改定により軽減判定所得が85万円から95万円になりますので、初めて2割軽減に該当してきます。

以上のように、個人所得の改正と同様に、給与、年金収入の方は今までどおり、給与、年金収入以外の方は税負担が軽減されるように国民健康保険税の軽減判定所得が見直しとなります。

○仲税務課長 以上が尾鷲市国民健康保険税条例改正内容についての説明であります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○南委員長 御質疑のある方、御発言願います。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　もしなかったら、また次の説明あってからでも構いませんので。

それでは、引き続き、議案第71号の説明をお願いいたします。

○仲税務課長　それでは、議案第71号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてのうち、税務課に係る債務負担行為部分について、補正予算書にて御説明させていただきます。

補正予算書の6ページを御覧ください。

今回、計上させていただく債務負担行為は2件でございます。

第3表の債務負担行為補正の表の中段の上から12段目、13段目を御覧ください。

まず、総合住民情報システム用紙印刷費、それと、その下の市税等納税通知書作成業務委託の2件であります。

ちょっと資料を使って説明させていただきます。税務課資料1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、一つ目の債務負担行為といたしましては、総合住民情報システム用紙印刷費で、期間としましては令和3年度、限度額は211万2,000円であります。この債務負担行為は、令和3年度分の市県民税などの納付書兼領収証書や督促状兼納付書などの総合住民システム用紙の印刷物について、年度開始前から更正をはじめ事前準備や調整期間といったものを設ける必要があるものがあることから、経費削減のためにも一括して発注を行うべく債務負担行為として計上するもので、例年、同様の処理方法を取らせていただいているものであります。

次に、その下の丸ポチを御覧ください。

二つ目といたしまして、市税等納税通知書作成業務委託で、期間は令和3年度、限度額は421万1,000円であります。この業務委託料は、令和3年度分の市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税並びに後期高齢者医療保険料の納付書等の作成に係る業務委託であります。作成する書類の内訳については御覧のとおりであります。納期限や準備調整期間の関係から年度開始前に業務委託の契約など発注行為を行う必要があることから、例年どおりこの時期において債務負担行為補正を計上いたしたいと考えます。

以上が税務課に係る債務負担行為補正予算の説明となります。よろしく御願いたします。

○南委員長　説明は以上でございます。

議案70号と71号併せてで結構でございますので、御質疑のある方、御発言を

お願いいたします。

○三鬼（和）委員 これらの債務負担行為というのは、これまでは当初予算のときに行って、それでは入札とかそういったのが4月にならないとできないんじゃないかということから12月に当市においてはほとんど行っているんですけどね、これってあれですか、今時分に債務負担行為した上で年度が始まるまでに準備するという中で、国からとかの制度が変わって、やり直しとかそういったことというのは、まずないんですか、どうなんですか。これ、単年度でやっておるもので、長期的につくれないということで単年度ごとにやっているんだと思うんですけど、こういったことについて、今までどうなんですか。

○仲税務課長 当然、制度とか変わってやる場合もありますので、その分を勘案した格好で発注することで。それで、実際に刷り上がるのは年度が4月へ入ってからですので、そこら辺の問題は、今まで生じたことはございません。

○南委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 課長、1点、よろしいかいな。

市の国保運営協議会が開かれたと思うんやけれども、一回、また後でもいいんですけど、国保運協のちょっとメンバーだけ教えていただきたいと思いますので。今分かっておったらあれなんですけど、もし分かっていなかったら、後でよろしいです。

○仲税務課長 どういう形。

○南委員長 いや、委員会のあれだけ分かっただけいいの、委員だけ。委員名簿です。後で用意してくれますか、それやったら。

それじゃ、その他のほうの報告をお願いいたします。尾鷲市軽自動車税の減免に関する取扱いの規則ですね。お願いします。

○仲税務課長 それでは、その他といたしまして、このたび軽自動車税の減免制度の拡充ということといたしまして、県が実施する自動車税の減免制度の拡充と同様に、尾鷲市軽自動車税種別割減免に関する取扱規則というものを改正いたしました。その具体的な改正内容について御報告させていただきます。

これも資料を使ってちょっと説明させていただきます。資料の2ページを御覧ください。

まず、今回の規則改正の趣旨なんですけれども、身体障害者等の社会参加促進支援を目的としております。身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免制度を拡

充するものでありまして、主に家族運転の場合において減免対象となる使用目的を、障害者の方が社会生活を営むための全ての使用、いわゆる社会参加活動に拡大いたします。今回の規則の主な改正点につきましては、丸ポチ以降に記載の2点でございます。

まず、①の家族運転車両の場合の使用目的の拡充といたしまして、家族運転の場合、現行では使用目的を障害者の方の通院、通所、通学、生業というふうに限定しておったわけなんですけど、改正後は、これまでの通院、通学、通所、生業に加えてその他社会参加活動などとして、障害者の方が社会生活を営むための全ての使用、つまり全ての社会参加活動を対象とするよう変更いたします。

また、これまで提出を求めていた通院、通学、通所または仕事先で押印をもらった上で提出していただいていた使用目的証明書という書式を廃止するとともに、減免申請者からの申出とするよう、申請様式の変更も行いました。

次に、②の自動車の名義要件の一部見直しといたしましては、これまで18歳未満の障害者などの場合には、当該手帳に記載されている保護者もしくは手帳に記載がない場合は保護者に相当する者、つまり同居の家族名義の自動車も減免対象としており、本人が18歳以上となった場合には、あくまで本人名義の車において減免を認定しておりましたけれども、改正後は、本人が18歳以上になった場合でも軽自動車の使用状況に変更のない場合には同居の家族名義のままでも減免を継続できるようになります。

改正点といたしましては以上の2点ですが、いずれも三重県からの働きかけに応じて本市を含む県下一斉の市町の同意の下、各市町にて同様の改正が行われるものであります。

なお、この規則改正については、施行日を11月1日として既に申請受付等の対応を取っておりますが、軽自動車税の賦課期日が4月1日ということで、実際の減免につきましては、令和3年度課税分からの適用となります。

また、この改正内容につきましては、同様に改正される自動車税を所管する県とも協力して、広報紙等で周知してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言願います。

○楠委員 1点だけ。軽自動車税の減免申請なんですけど、先般の一般質問にもありましたけど、押印の関係で、これ、個人番号とかいろいろ書くところがあって

障害者の手帳もあるんでしょうけど、この納税の義務者のところの印鑑というのは、様式は変更していく予定はあるんですか。

○仲税務課長　　まだ、検討のほうはやっておらんのですけれども、一応いろいろなほかのものとも兼ね合い等も考えつつ、当然、押印が要らないものであると判断するならば廃止していきたいと考えております。

○南委員長　　よろしいですか。

この減免に関する規則のあれでね、該当する方はどれほどみえるんですか。

○仲税務課長　　減免者の数ということですがけれども、障害者減免を受けられておられる件数は、現在76件、そのうち家族運転で申請されておられる方が15件ほどあります。

○南委員長　　ありがとう。

よろしいですか。

○野田委員　　恥ずかしい質問になるのか分からんけれども、ちょっと戻って、これ……。

○南委員長　　はい、はい。

○野田委員　　構わないですか。

○南委員長　　構いません。

○野田委員　　ちょっと理解……。この国が示す、3ページか……。

○南委員長　　資料。

○野田委員　　資料を今発信させてもらったんですけれども、賦課限度額99万ということですね、令和3年、要は最高の部分を国の賦課限度額に、そちらのほうに、それに合わせていったということなんやけれども、これで尾鷲市の国民健康保険というのは普通になったということで、上限というか……。そういう発想でよろしいんですか。この2ページのところで中間所得層の被保険者の負担に配慮ということで、上限額、上のほうの人と……。引上げ後、どういうふう……。中間層も上げて、賦課限度額を99万まで上げたということでもよろしいんですか。ちょっとざくっと。

○仲税務課長　　保険税の税率の改正におきましては、この令和2年度からもう既に行われておりますので、今回の限度額引上げで、特に税率が増えるとかいうわけではないんですけれども、今後例えばいろんな理由で税率を改正しなければならないような事態というか状況になったときには、賦課限度額を上げたことによってそこまで至る中間の所得層の方の引上げ幅が低くなるという、より公平な負担をし

ていただけるような形になるであろうということで今回の改正をいたしたいと思っております。

○野田委員 要は、これまでアッパーというか上限が国のほうは99万だったけれども、尾鷲の場合はどうだったんですか。ちょっと九十……。

○仲税務課長 説明の中でも申し上げましたようにこの表のとおりでして、大体平成24年度以降は、国の改正の翌年度に国と同額に上げてきているという状況であります。

○南委員長 他にないですね。では、税務の審査を終わります。

次に、市民サービス課に入ってもらいます。

課長よろしいですか。

それでは、市民サービス課所管の議案説明を求めます。

1本ずつ行きたいと思いますので、まず、議案第71号からお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第71号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてのうち、市民サービス課に係るものについて御説明申し上げます。

予算書の12ページ、13ページを御覧ください。

○南委員長 お願いします。

○宇利市民サービス課長 歳入でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正額3,616万4,000円を追加し8億5,870万1,000円とするものでございます。このうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、1節社会福祉費負担金の国保基盤安定負担金116万2,000円の増額でございます。今年度の国保基盤安定負担金の額確定に伴う増額でございます。

続きまして、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、補正額342万8,000円を追加し22億8,607万4,000円とするものでございます。このうち、1節総務費補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金211万2,000円の追加は、戸籍システム改修に対する補助金の追加でございます。

個人番号カード交付事務費補助金41万6,000円の増額は、マイナンバーカード交付等の事務費に対する補助金の増加でございます。

続きまして、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は、補正額735万2,000円を増額し3億8,092万8,000円とするものでございます。このうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、1節社会福祉費負担金の

国保基盤安定負担金 78万2,000円の増額でございます。今年度の国保基盤安定負担金の額確定に伴う増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

22ページ、23ページを御覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、補正額331万6,000円を追加し7,117万1,000円とするものでございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、次ページを御覧ください。

戸籍住民基本台帳経費211万2,000円の増額は、新たに国より戸籍の副本データにマイナンバー情報を関連づけることが示され、このシステム改修に伴う業務委託料の追加でございます。

個人番号カード交付事業41万8,000円の増額は、マイナンバーカード交付専任職員を置くことにより業務のスピードアップを図るための会計年度任用職員1名分の増員経費でございます。

続きまして、債務負担行為補正でございます。

6ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正のうち、中段の須賀利センター外9館浄化槽保守点検・清掃業務委託477万6,000円及びそのすぐ下の集会所7箇所浄化槽保守点検・清掃業務委託98万1,000円の追加につきましては、センター及びコミュニティセンター並びに集会所の浄化槽保守点検・清掃業務委託契約が令和2年度末に切れることに伴い、令和3年4月1日より3年間の委託を行おうとするものでございます。

続きまして、三つ下の行にあります戸籍総合システムサポート保守委託（追加分）379万6,000円の追加につきましては、マイナンバー情報と戸籍情報の共有化の推進に係るシステム改修に伴うシステム保守委託の追加で、令和3年度から4か年と現在の戸籍システムの賃借契約期間に合わせた期間としております。

議案第71号についての説明は以上でございます。

○南委員長 御質疑のある方、御発言願います。

○奥田委員 委員長、すみません。先ほど、そのマイナンバーカードの関係で追加の職員をとという話があったんですけど、マイナンバーカードって、今、市役所だけですか、発行できるの。

○宇利市民サービス課長 現状においては、機械1台ということで、本庁舎のみでの発行とさせていただいております。

○奥田委員　これね、やっぱりね、これ、広くね、マイナンバーカード持つてもらうためにはね、僕、ちょっと工夫したほうがいいんじゃないかなと思うんです。というのはね、一昨日だったかな、僕のところへね、紀北町の方が手紙くれたんですよ。その人というのは、もともと尾鷲出身で、今、紀北町に住んでいるんだと。ただ、両親がこっち住んどるんやけれども、多分輪内か須賀利の人やと思うんやけどね、中心部じゃないと書いていましたから。紀北町はね、結構出張所とかでやっておるんですよ。土日でもやっておる、土日でも。土日でもやっておるね。それを細かくやってくれておるんですよ。何で尾鷲市はね、本庁舎って平日しかやっていないでしょう。土日ね、両親を連れていこうとかって、平日行こうと思ったって、平日は市役所まで連れていくわけにもいかんしと言って、そういうお手紙だったんですね。何で、そういう紀北町ができてね、尾鷲市ができないんですかと。もうちょっと優しい政治をやってもらえませんかというお願い、半分お願いやと思うんですけど、お手紙頂いたんですけど。それ、この交付専任のね、職員を入れるというのは、それは結構なことやけれども、そういうことというのは、僕、どうですか、考えていないですか。

○宇利市民サービス課長　交付件数を増やしていくということで、取れる手段いろいろ今模索中でございます。何かしら交付が伸びるような形で新年度においてもできる限り対応していききたいなというふうに考えてはいるんですが、まだ確たるものとしてこういうことをやりますというお話としては、今、発表できるものがないものですから、取りあえず今の本庁で行われている交付作業のスピードアップ、交付申請と交付のスピードアップを図るための、まず第1弾として、会計年度任用職員の1名増加ということ、今、ちょっとやらせていただこうかなというふうに思っております。

○奥田委員　それはそれで結構なんやけどね、やっぱりね、遅いですよ、遅い。これね、やっぱりね、サービスもね、やっぱり僕ね、本当に今ね、悔しいんですよ、そういう話聞くと。お手紙ですよ、手紙で切実に、どんな思いで、これ、つづっていましたけど、もう本当にね、情けないんさ、もう本当に、この尾鷲市が今、紀北町に負けていること自体、僕は悔しいんやね、僕は。皆さんも悔しくないですか。何で紀北町ができて、土日のサービスもできて、出張所でも細かくそういう受付をやっているにもかかわらず、尾鷲市は平日だけ本庁しかやらへん、本庁へ来いやみたくないね、感じじゃないですか。ごみ袋……。ごみ袋の話はいいですね。取りに来いとかね、そういう。あんなもの配ったらええと思うんやけれども。もうちょっと

ね、市民に優しい、市民の立場に立ったことってできんですか、職員の皆さん、ちょっと課長。どうですかね、これ。もうちょっと踏み込んでもらえませんか。ちょっと脱線したかもしれないけど。

○宇利市民サービス課長 委員さんの言われることも、私どもも、できる限り交付申請ともにやっていけるような形を今ちょっと模索中でございます。できる限り市民サービスとしてつながっていくような形で検討していきたいというふうに考えております。

○南委員長 よろしいですか。

○奥田委員 いいです。大丈夫です。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、次の議案第72号の説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 続きますして、議案第72号、令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきますして御説明申し上げます。

予算書の65ページを御覧ください。

今回の補正につきますしては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,095万2,000円とするものでございます。

続きますして、第2項、第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

72ページ、73ページを御覧ください。

歳入でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、補正額84万6,000円を減額し2億1,585万2,000円とするものでございます。

1節保険基盤安定繰入金は、軽減対象者の増加等により見込みを上回ったことによる259万1,000円の増額、2節職員給与費等繰入金は、主に人事異動等による人件費の減少に伴う338万7,000円の減額、4節財政安定化支援事業繰入金は、今年度の財政安定化支援事業費確定による5万円の減額でございます。

続きますして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

市民サービス課に係るものといたしましては、5款保健事業費、1項保健事業費、

1 目疾病予防費は、補正額 2 2 万円を減額し 6 6 8 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

1 2 節委託料が、契約締結に伴う特別調整交付金（結核・精神）申請支援業務委託料 2 2 万円の減額でございます。

続きまして、6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金は、補正額 2 5 6 万 4, 0 0 0 円を増額し 3, 3 4 9 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。補正の歳入歳出の差額分を財政調整基金に積み立てるものでございます。

委員会資料の 1 ページを御覧ください。

今回の補正での国保財政調整基金の積立額が 2 5 6 万 4, 0 0 0 円となり、国保財政調整基金の令和 2 年度末残高は 1 億 2, 5 6 8 万円となる見込みでございます。

予算書にお戻りいただき、7 6 ページ、7 7 ページを御覧ください。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目保険給付費等交付金償還金は、補正額 1, 0 0 0 円を増額し 1, 1 9 2 万円とするものでございます。前年度に申請した特別交付金に一部システム集計誤りが発見されたことによる特別交付金前年度精算金の追加でございます。

4 目退職分償還金及び還付加算金は、補正額 1 9 万 6, 0 0 0 円を追加し 1 9 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。令和元年度分の退職被保険者納付金の精算金の増加でございます。

議案第 7 2 号についての説明は以上でございます。

○南委員長 議案第 7 2 号について、御質疑のある方、御発言を願います。

○奥田委員 すみません、今の最後のところ、すみません、7 6 ページのところ。

これ、1, 0 0 0 円の補正なんですけど、何があって、これ、精算金に戻したということですよ、これ、前年度精算金として。何があったんですか。

○宇利市民サービス課長 これは、電算システムのプログラムに一部誤りがあったそうで、その集計誤りによる 1, 0 0 0 円の返還ということになりました。

○奥田委員 集計誤りということは、その集計で 1, 0 0 0 円違ったんですか。どういうふうな……。

○宇利市民サービス課長 集計上のミスということで、システム上の……。交付金のシステム、計算上の中で数値が一部集計誤りがあったということで再計算をしたところ 1, 0 0 0 円分の返還が数字上発生しました。それで自主返還ということで、県のほうに御報告して返還することとなりました。

○奥田委員 それはちょっと分かったんですけど。集計上のミスやと、それは、

今、説明聞いていると、たかが1,000円なんでね、くどくど言うつもりないですけど、集計上の誤り、集計上の誤りって、それ、じゃ、コンピューターのミスで、あくまでも、自分たちのミスじゃないんだというようなふうに聞こえるんですけど。これは、いくら1,000円と言っても、それ、間違ったら間違っただ、これ、県にも迷惑かける話でしょう、これ。あまりきつく言うつもりないですけど。もっと、もうちょっと説明の仕方がないですか。

○宇利市民サービス課長　これは本当にコンピューターのシステム上の、こちらのほうの例えば事務上の手続の誤りではなくて、あくまでコンピューターの計算上が間違っていたというお話がありまして、電算会社より、その結果、再計算したものをすると1,000円返還となりましたので返還すると。

○奥田委員　その……。いや、コンピューターミスで、その……。電算会社から言われて、計算ミスがありますよということだということなんですけど、それは何があれかな、原因とかそういうのは、これ……。集計上ミスでしたミスでしたと言われて、それでちょっと僕、そのまま、はいそうですかというわけにはちょっといかないなと思って、たかが1,000円だけれども、僕、ちょっと言っているんですけど。何ですか、こういうことがやっぱり、じゃ、電算……。逆に言うとね、電算会社は何も言ってこなんだから、これ、1,000円違っているわけでしょう、これで。だから、そういうことを、きちっと、どこに原因があるのか、どこに責任があるのかというのをきちっと検証しておかんと。たかが1,000円だから、集計上のミスなんだからいいじゃないかみたいな説明をされると、どうなんですか、これ。

○宇利市民サービス課長　私どもも、別に電算会社の間違いだからいいんじゃないかという話ではなくて、そういう意味ではなくて、あくまで事実として電算会社のほうから一部プログラムの誤りがあり集計数値が間違っていたためというお話がありまして、それに基づいて前年度の調整交付金のほうの再計算をしたところ、1,000円返還せざるを得ないという話になったものですから、予算として計上させていただいております。これについては、私どもも確認をするというのは、相当、プログラムの内部的なものになりますので、私どもとしても、なかなか、それを間違っているかどうかというのは判断するのは難しい部分があるんですけども、やはり集計誤りが出たというところで電算会社にも強く抗議し、私どもも、そういう誤りが出ないような形で対応させていただきたいというふうに考えております。

○南委員長　じゃ、続いて、議案……。

○野田委員　　ちょっと質問。

資料1でしたか、国保財政調整基金の残高が1億2,568万ということで、この数字自体が多いのか少ないのかというちょっと漠然的な質問ですけれども、これはどうなんですか、順調なある程度残高として判断していいんですか、その……。

○宇利市民サービス課長　　今年度、税率改正をさせていただいたところなのですが、それを行うに当たってシミュレーションを置いております。そのシミュレーションの結果で行くと、シミュレーション当時に考えていたものより若干いいんじゃないかなというふうに。まだ決算しておりませんので確たることは言えませんが、初年度としては、予想よりも財政調整基金の残高は、今、多い状態であるというふうに考えております。

○南委員長　　じゃ、73号の説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長　　続きまして、議案第73号、令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

　　予算書の79ページを御覧ください。

　　今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,178万6,000円とするものでございます。

　　続きまして、第2項、第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

　　86ページ、87ページを御覧ください。

　　歳入でございまして。

　　2款繰入金、1項繰入金、1目繰入金は、補正額266万7,000円を追加し4億2,959万2,000円とするものでございます。

　　1節事務費繰入金266万7,000円の増額の内訳は、令和元年度分の後期高齢者医療広域連合に係る負担金精算金に対する594万円の増加と、人事異動等による人件費327万4,000円の減少でございまして。

　　5款国庫支出金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長　　同じく、補正予算書86ページのその下段のほうを御覧ください。

　　5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、後ほど歳出のところでも御説明いたしますけれども、平成30年度の税制改正に伴う国標準システム変更に基づき実施する本市総合住民情報システム

の改修事業につきましては、国の10分の10の補助を受けることができるため、今回、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として、事業費と同額の16万5,000円を計上しております。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長 続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

1款総務費、2項徴収費につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 1款総務費、2項1目徴収費、12節委託料、総合住民情報システム改修業務委託料につきましては、平成30年度の税制改正、主に住民税の基礎控除額の見直し等に伴い、国標準システムにおける外部インターフェースの所得課税情報への項目の追加及び既存項目の設定内容の変更等の改修がなされ、その改修内容に沿った形に本市総合住民情報システムの改修を実施するもので、その事業費用として16万5,000円を計上するものです。

なお、財源といたしましては、先ほど説明させていただきました国の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金16万5,000円を充当したいと考えております。

税務課に係る分は以上です。

○宇利市民サービス課長 3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目療養給付費負担金償還金は、補正額594万1,000円を追加し594万1,000円とするものでございます。令和元年度の三重県後期高齢者医療広域連合への負担金の精算金が確定したことに伴う追加でございます。

議案の説明は以上でございます。

○南委員長 御質疑のある方、御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようで……。

○野田委員 戻って、マイナンバーカード……。

○南委員長 特に許可いたします。

○野田委員 マイナンバーカードの……。

○南委員長 マイク。

○野田委員 マイナンバーカードの申請件数が、小川委員のときに11月末で4,106件とかという数字をお答えしていただいたんやけれども、ある程度目標というんですか、見込みということ、1万7,000人か6,000人かちょっと分からんけれども、その中で、どれぐらいの予想というんですか、契約というか、見

込みというか、そういうことの、来年度から会計年度の職員を1人補正で上げて、そういうことは上げてあるんですけれども、効率化ということで。ちょっとそういう見込みというのは考えておるんですか。どれぐらいのパーセンテージを上げていくとか。

○宇利市民サービス課長　今回、マイナポイント等の国の施策がございまして、予想よりも伸びたというのが私どもの今の印象でございます。ですので、やはりマイナンバーカードにおいては、早くに取得される方、若い方とか、今回携帯でも申請のほうはできますので、そういう形でやっていただいた。今後は、やはりマイナンバーカードの申請をしにくい方に対してどういうふうに対応していくかなというところで、現状においては何年度に何人を目標にするという明確な目標数値を挙げてはおりません。

○野田委員　このコロナで、支給というか若い世代がマイナンバーカードを持つことによって早く対応できるということもあるということで、その普及という部分の、やっぱり、今、4,106というのは、人口に対して何%ぐらいの割合って考えたらよろしいんですか。

○宇利市民サービス課長　これ、国のほうから出されている統計資料になるんですけれども、23.36%が11月末日時点での申請件数ということになります。

○野田委員　最後に。それに対する目標とかはないというものの、やはり国の施策の中で行われるということであるならば、ある程度やっぱり周知徹底とかワンセグとか、そういうものも放送されとるかちょっと聞いていないんですけれども、そういうふうな推進というか、そういう意識はどうなんですか、市民課としては。

○宇利市民サービス課長　大変申し訳ないんですけれども、現状、その申請に交付が追いついていない状況があります。なので、予約でさせていただいて、申請して、交付……。カードが来ているんですけれども交付まで至っていない方も何名もおられますので、まずは会計年度任用職員を配置して、そこを極力早くはかしていくというところからやっていきたいというふうに考えております。

○南委員長　課長、このマイナンバー制度は、せめて紀北町並みの窓口を広げて対応したほうが僕もええと思うんやけどね。やっぱり申請しても交付が遅いという声があります、現実にね。そういった意味では、また市長等とね、しっかり協議していただいて、できる限りの対応はしてあげてください。お願いいたします。

それでは、その他の報告をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長　それでは、その他の項目といたしまして、新型コロナ

ウイルス感染症に係る国民健康保険及び後期高齢者医療の傷病手当金について御説明申し上げます。

尾鷲市国民健康保険では、特例的に新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給することとしており、その適用期間を令和2年1月1日から同年12月31日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができない期間としておりました。この適用期間につきましては、厚生労働省からの通知に伴い、本年9月に3か月間延長したものでございますが、このたび厚生労働省より財政支援の対象期間の再度の延長が示されたことに伴い、本市の傷病手当金の適用期間の終期につきまして、現在の令和2年12月31日から令和3年3月31日まで延長するため、尾鷲市国民健康保険規則の改正を行います。

また、三重県後期高齢者広域連合においても同様の規則改正が行われる予定でございます。

以上で、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険及び後期高齢者医療の傷病手当金の説明とさせていただきます。

○南委員長 以上でございます。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、市民サービスの審査を……。

何かあります。

○古戸税務課長補佐兼係長 先ほど委員長からありました……。

○南委員長 お願いします。国保運協のメンバー。

○古戸税務課長補佐兼係長 国保運協の名簿につきまして、税務課のフォルダーの中へ入れさせていただきましたので、通知させていただきます。

○南委員長 聞いてくれる、ちょっと。

○古戸税務課長補佐兼係長 はい。

届きましたでしょうか。15人います。

○南委員長 ようけおるんやな。前からこんなにおった。

分かりました。ありがとうございます。

10分間、休憩します。

(休憩 午後 2時19分)

(再開 午後 2時28分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、福祉保健課の議案第71号の説明をお願いいたします。

○内山福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第71号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算につきまして、予算書及び資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず、歳入を御説明いたします。

予算書の12、13ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金3,616万4,000円の増額は、1節社会福祉費負担金1,335万円の増額で、そのうち、障害者自立支援給付費等国庫負担金974万3,000円の増額は、利用者の増加等に伴う増額でございます。

障害者医療費国庫負担金244万5,000円の増額は、対象者が増加したことに伴う増額でございます。

次に、2節児童福祉費負担金398万7,000円の増額は、児童手当国庫負担金398万7,000円の増額で、受給対象者が見込みを上回ったことに伴う増額でございます。

次に、3節生活保護費負担金1,882万7,000円の増額は、医療扶助費等国庫負担金1,882万7,000円の増額で、医療扶助の増加に伴うものでございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金50万円の増額は、2節児童福祉費補助金50万円の増額で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金50万円の増額につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象者が見込みを上回ったことに伴う増額でございます。

次に、3目衛生費国庫補助金550万6,000円の増額は、1節保健費補助金550万6,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金550万6,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンが実用化された際に早期に接種を開始する体制整備のためのものでございます。このことにつきましては、歳出と関連しておりますので、歳出のところで改めて御説明申し上げます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金735万2,000円の増額は、1節社会福祉費負担金687万6,000円の増額で、そのうち、三

重県障害者自立支援給付費等負担金609万4,000円の増額は、国庫負担金と同様、利用者の増加に伴うものでございます。

次に、2節児童福祉費負担金47万6,000円の増額は、児童手当県費負担金47万6,000円の増額で、国庫負担金と同様、受給対象者が見込みを上回ったことに伴う増額でございます。

14、15ページを御覧ください。

次に、20款諸収入、4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入406万5,000円の増額は、1節地域支援事業受託事業収入406万5,000円の増額で、地域支援事業受託事業収入406万5,000円の増は、保険者機能の強化推進に係る紀北広域連合からの地域支援事業受託事業収入の増額に伴うものでございます。

次に、5項雑入、1目雑入2,263万9,000円の増額のうち、3節民生費雑入1,527万1,000円の増額は、紀北広域連合負担金の前年度の精算金でございます。

次に、歳出でございます。

26、27ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費357万円の減額のうち細目社会福祉一般総務費119万5,000円の減額は、負担金、補助及び交付金、次ページを御覧ください、紀北広域連合負担金119万5,000円の減額で、介護保険法改正に伴うシステム改修業務委託料の増額と人件費の減額が主なものでございます。

次に、3目自立支援給付事業2,137万7,000円の増額は、細目介護給付・訓練給付費2,437万7,000円の増額で、扶助費の生活介護事業費554万2,000円の増額、就労継続支援B型事業費891万6,000円の増額、共同生活援助事業費502万8,000円の増額につきましては、それぞれ全て利用者の増加に伴うものでございます。

自立支援医療費（更正医療費）489万1,000円の増額につきましても、対象者が増加したことに伴う増額でございます。

次に、4目老人福祉費42万3,000円の増額は、細目在宅援護事業42万3,000円の増額で、委託料42万3,000円の増額は、緊急通報システムの利用者が増加したことに伴うものでございます。

30、31ページを御覧ください。

次に、2項児童福祉費、2目児童措置費591万円の増額のうち、細目児童手当

給付事業 494 万円の増額で、扶助費の児童手当 494 万円の増額は、受給対象者が見込みを上回ったことに伴う増額でございます。

次に、細目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 97 万円の増額は、子育て世帯への臨時特別給付金として 50 万円の増額で、国の子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象者が見込みを上回ったことに伴う増額でございます。

子育て世代への臨時特別給付金（追加支給分）47 万円の増額は、市の支援策として給付するもので、支給対象者が見込みを上回ったことに伴う増額でございます。

32、33 ページを御覧ください。

次に、3 項生活保護費、2 目扶助費 2,510 万 4,000 円の増額は、細目扶助費 2,510 万 4,000 円の増額で、扶助費 2,510 万 4,000 円の増額は、高齢者の手術を含む入院が増加したことに伴う医療扶助費の増額でございます。

34、35 ページを御覧ください。

次に、4 項衛生費、1 項保健費、2 目予防費 563 万 8,000 円の増額のうち、細目予防接種事業 12 万 9,000 円の増額は、償還金、利子及び割引料の前年度精算金 12 万 9,000 円で、風疹抗体検査事業に係る衛生費国庫補助金の前年度の精算金でございます。

次に、細目感染症予防対策事業 550 万 9,000 円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保するための準備経費でございます。内容につきましては、資料 1 のほうで御説明いたします。通知をさせていただきます。

○東福祉保健課係長 それでは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について御説明をいたします。

本事業の目的といたしましては、新型コロナウイルスワクチンについては、接種開始時期を具体的に見定めることが困難な状況ではありますが、仮に来年初頭にワクチンの供給が可能となった場合には速やかに接種を行うことが想定されるため、開発動向等も見定めながら準備を進める必要があります。このような状況を踏まえ、ワクチン接種のために必要な体制を実際の接種より前に着実に整備することを目的としております。

事業の概要といたしましては、接種者の情報管理をするために既存の予防接種台帳のシステムを改修いたします。

次に、接種券、封筒、予診票、案内通知を作成し、対象となる住民基本台帳に記載されている方全員に通知をいたします。

さらに、接種体制の確保といたしましては、ワクチンの接種対象者が住民基本台

帳記載の方約1万7,000人であり、接種回数は年齢を問わず2回接種の予定であることから、接種がスムーズに行われるよう医療機関における個別接種及び福祉保健センター等公共施設を活用した集団接種を想定し、紀北医師会等と連携し、接種体制の構築に向けて検討、調整をいたします。

事業費といたしましては550万9,000円であり、内訳といたしましては、需用費81万7,000円は、案内通知等に関わる消耗品費、予診票作成に関わる印刷製本費であり、役務費144万円は、対象者全員への接種券の郵送費として、委託料319万4,000円は、システム改修及び接種券等作成業務委託料として、使用料、賃借料5万8,000円は、複合機使用料でございます。

財源といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、補助率10分の10で見込んでおります。

説明は以上です。

○内山福祉保健課長 予算書34、35ページにお戻りください。通知をさせていただきます。

次に、3目保健事業普及費23万5,000円の増額は、細目母子保健事業23万5,000円の増額で、償還金、利子及び割引料の前年度精算金23万5,000円は、地域健康支援システム改修に係る衛生費国庫補助金の前年度の精算金でございます。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。

予算書の6ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

第3表債務負担行為の追加でございます。

事項といたしまして、表の中段下の尾鷲市福祉保健センター浄化槽保守点検・清掃業務委託。期間につきましては令和3年度から令和5年度まで、限度額につきましては450万6,000円でございます。

次に、事項といたしまして、尾鷲市福祉保健センター電気保安管理業務委託。期間は令和3年度から令和5年度まで、限度額につきましては103万2,000円でございます。

次に、事項といたしまして、尾鷲市立林町会館浄化槽保守点検・清掃業務委託。期間につきましては令和3年度から令和5年度まで、限度額につきましては19万8,000円でございます。

以上が議案第71号の令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の説明でございます。

○南委員長 併せて77号も。

○内山福祉保健課長 次に、議案第77号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についてにつきまして、予算書及び資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明をいたします。

予算書の8、9ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金2,120万7,000円の増額は、2節児童福祉費補助金2,120万7,000円の増額で、母子家庭等対策総合支援事業補助金2,120万7,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている独り親世帯への臨時特別給付金の再支給に係る補助金でございます。

次に、歳出でございます。

10、11ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、3目母子福祉費2,120万7,000円の増額は、細目一人親家庭等への臨時特別給付金給付事業2,120万7,000円の増額で、第4回臨時会の第4号補正予算でお認めをいただきましたひとり親世帯臨時特別給付金の再支給に要する費用でございます。

内容につきましては、資料2のほうで御説明いたします。通知をさせていただきます。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 それでは、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給につきまして御説明いたします。

資料を御覧ください。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う独り親世帯に特に大きな負担が生じていることを踏まえまして、本年6月12日に国において成立しました第2号補正予算に基づき、現在、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を実施しているところでございますが、もともと経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえまして、再度同様の給付を国において行うものでございます。

今回の給付金につきましては、前回の給付金の基本給付の継続事業という位置づけでありまして、支給要件、対象者、そして、支給額は、全て前回と同一とすることとされております。

具体的には、対象者は、6月分の児童扶養手当を受給されている方、あるいは、

児童扶養手当の資格は認定されていても年金を受給していることにより児童扶養手当の受給が停止されている方、また、資料の給付対象者の③につきましては、昨年の収入が児童扶養手当の支給水準より多いことによって児童扶養手当の受給が停止されている方、あるいは、本年7月分以降の児童扶養手当の新規認定者のうち、2月以降の直近の収入がコロナの影響によって児童扶養手当の対象水準まで減少した方が対象となります。

また、給付額につきましては、1世帯当たり5万円、第2子以降は1人につき3万円が追加されます。

なお、12月11日時点で1回目の給付金の申請あるいは支給済みの方につきましては、申請の必要はありません。こちらの方につきましては、1回目と同額を12月25日に振込を予定しております。

また、12月11日時点で申請をされていない方であっても、例えば、これから新規で児童扶養手当を認定される方であって、コロナの影響によって直近の収入が児童扶養手当の水準に下がった方、先ほどの③に当たる方ですが、こちらの方につきましては、来年2月26日までに1回目と今回の分を合わせて申請をいただければ、1回目と今回両方とも給付の対象となります。

次ページを御覧ください。

補助申請ベースでの対象者としましては、340世帯、第2子以降138名としておりますが、これは、迅速に本事業を執行するために国において算出した数字で、補助申請を行うこととされているものでありまして、実際の対象者数は、これよりも下回るものと考えております。

事業費としましては2,120万7,000円であり、内訳としましては、振込手数料等の役務費が6万7,000円、給付金が2,114万円であり、財源は全額国庫補助金でございます。

以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○濱中委員 先ほどのワクチン接種の事業についてなんですけれども、ワクチンの時期はもう全然まだ見通しも予定もというのがあるので時期的なことは無理かと思うんですけれども、ただ、全員を対象とした準備を進めるにしても、一度にそれが全部そろえるのか、順番をつけなければいけないのかということがこれからやと思うんですけれどね、そうなった場合、リスクを抱える人が優先されるのかなという

ことが想像するんですけれども、ただ、その子年齢だけではなくて、持病を持っている方たちとか、そういったこれに対してのリスクの高い方の把握というのは、地域の医療機関にかかっておる人ばかりじゃないと思うんですけれども、そういった辺りは申告制になるのか、その辺りは予想されていますか、どうですか。

○内山福祉保健課長 接種の順位につきましては、国のほうからまだ明確な回答はいただいております。今いただいておりますのは、医療従事者からまず接種して、それ以外の方については、優先順位は決定次第示されるということになっています。それで、あと、乳児あるいは既に感染の既往歴のある方等については、接種対象とするのかどうかというのは、今後ワクチンの薬事承認後に決定し、示されると。ですので、今おっしゃられました既に基礎疾患といいますかそういった方についての詳細については、まだ示されていないという状況でございます。

○濱中委員 そうしますと、全部、国なり県のほうから、そういった方法であるとか方針というのが示されるのを待つということによろしいわけですね。分かりました。

○南委員長 他にございませんか。

○仲委員 先ほどの関連なんですけど、1万7,000人、2回、いわゆる3万4,000人になるわけなんですけど、それは時期的に段階的になると思うんですけど、集団接種という御説明あったんですけど、集団接種のイメージは、どのような感じをしたらよろしいですか。

○東福祉保健課係長 集団接種につきましては、既に現段階で新型インフルエンザに関わる予防接種計画を紀北医師会の先生方とも協定を結んでおりまして、個別接種、集団接種で計画が出来上がっております。それに基づきまして検討していただく予定ですが、現段階でも、例えば紀北医師会の先生方が何名出てきていただく、看護師さんは帯同をしていただく、行政職員は何名出てくるというような計画が図面化もされてできておりますので、それをたたきにして御検討いただく予定でございます。

○南委員長 内山……。

○内山委員 一緒です。

○南委員長 そうですか。

○小川委員 補正予算書の31ページのところなんですけど、児童手当給付事業のところ、見込みが上回ったと言われたんですけど、扶助費494万。これ、初めから人数というのは分かっている、把握できているんだと思いますけど、このずれ

た理由というのは、どういうことが理由なのでしょう。

- 内山福祉保健課長 当初予算では1億6,158万でございまして、今回、補正額を加えますと1億6,652万ということで、494万となるわけでした、全体の約3%の増額ということになります。これ、当初段階で予算見積りする際に見込み数をちょっと抑え過ぎたということで、今となってちょっと反省をしておりますけれども、これぐらいの見込みといたしますか、もうちょっと精度の高い見込みをすればよかったというふうに考えています。
- 小川委員 それ、見込み数と言われますけれども、これ、あれですか、新たに対象者が、コロナの影響で所得が減って対象者が増えたというふうに取りばいいんですか。
- 内山福祉保健課長 今回のこの児童手当の給付事業の増額分につきましてはコロナの影響でございまして、それぞれ年齢、3歳未満、あるいは3歳から12歳、12歳から15歳というふうにそれぞれ年齢によって給付額も違って来るわけなんですけれども、それぞれの段階のほうの対象受給者のほうの積算において、精度がちょっと……、精度の高さが……、精度にちょっと若干の高さがなかったというか精度に欠けたといたしますか、そういった状況でございまして。
- 小川委員 これ、すみません、何名分なんですか。
- 内山福祉保健課長 受給については、支給され始める月等が年によっては、年度初頭からと、年度中間からと、年度の遅いときとあるんですけれども、トータルとして人数で換算すると27名分ということになります。
- 南委員長 よろしいですか。
- 濱中委員 予算書の29ページの緊急通報システム、これ、利用者の増で増やされたってことなんですけど、このシステムのね、市民への周知というのは、どんなタイミングで年何回ぐらいやられておるのか……。といたしますのは、やはり、こんなの知らんのやけどとか、このことを教えてって言われることがちょっと最近重なりましたので、大体年に1回ぐらいやられておるのか、その年齢に達しておっても健康なときには気にしていないので、気づかんとスルーしてしまうって。それで、必要になってという方が結構というかちょっとこのところ聞きましたんでね、どういったタイミングで、これ、周知されているか。
- 川嶋福祉保健課主幹兼係長 まず、緊急通報システムにつきましては、主に民生委員さんの方から御連絡というのがあるんですけれども、広報自体は年に1回広報させていただいてございまして、御家族は、御本人さんはこの緊急通報システムを知

るタイミングというのが、主にケアマネさんであったり民生委員さんからのお話というところで知るところが多いですね。実際、昨年から比べて台数というのはすごく増えていまして、これは高齢者の単身世帯が増えているというのもあるんですが、一方で、民生委員さんであったりケアマネさん、あるいは、その近所の方、こういった方からの御相談があつて設置につながるということが多いので、いわゆる見守りの目が増えつつあるのかなというふうには捉えています。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、福祉保健課の審査を終了させていただきます。

次に、環境課。

今日の委員会は環境課で終了したいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、環境課の議案第71号の説明をお願いいたします。

○吉沢環境課長　　環境課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第71号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算第7号のうち、環境課所管予算について御説明をいたします。

予算書36、37ページを御覧ください。

○南委員長　　申し上げます。

○吉沢環境課長　　4款衛生費、2項清掃費、4目し尿処理費、10節需用費231万4,000円については、9月の大雨時に冠水したバキューム車の修繕料であります。事故の報告につきましては、10月30日の行政常任委員会で報告したとおりであります。費用の支払いについては、既決予算内の流用で対応いたしました。今回、流用戻しを行う必要があるため補正計上をいたすものであります。

次に、補正予算書6ページを御覧ください。

続きまして、債務負担行為であります。

こちらの表の下から9番目、表の下から9番目の環境課事務所浄化槽保守点検・清掃業務委託から、下から2番目の廃棄物搬入受付・分別業務委託まで八つの債務負担行為を計上しております。

環境課事務所と清掃工場の浄化槽保守点検・清掃業務のほかは、ごみ袋や資源化物の保管、運搬処理など、ごみ収集処理関連の委託業務で、年度開始前の事務手続が必要となるため例年計上しているもので、期間、限度額は記載のとおりの内容であります。限度額については、ほぼ前年度並みの金額であります。

なお、このうち、指定ごみ製造業務委託については、例年補給的に指定ごみ袋を製造する委託業務であります。ここ数年は年度内での発注、納品の対応ができておりましたので債務負担行為は計上しておりませんでした。令和2年度において、現在、指定ごみ袋の無料配布を行っているところから、年度初めに不足分の製造をする必要が見込まれるため、今回、債務負担行為を行うものであります。

債務負担行為額については以上であります。説明も以上であります。御審議いただき御承認賜りたく、よろしくお願いいたします。

○南委員長 環境課は以上です。

御質疑ある方、御発言をお願いいたします。

○楠委員 ありがとうございます。

1点だけ。ごみ袋の委託なんですけど、最近ちょっと購入して使うと、取っ手のところがすぐ切れてしまうんですね。だから、その納品のときに、その厚さとかそういうものの検査、それと、あと、市のマーク等プリントしているところ、あれはもうほとんどもう接着しているのかどうか分からないぐらいこびりついてしまうというところで、日常の納品検査をどうされているのか、そこだけ確認します。

○吉沢環境課長 どうもありがとうございます。

納品をする、まず、1点目のときに、企画とかいろいろよって抽出して確認はしておるのは聞いておるんですけど、全数はしていませんもので、委員のおっしゃるところのところもこの間もちょっといろいろ聞きましたもので、そういうことがないように、ちょっといろいろ考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

○奥田委員 ちょっと今の件で、ちょっと関連なんですけどね、よくね、この印刷物がね、くっついてね、はげてしまうというかね、よくあるんですよ、僕、使っていて。そういうこともよく聞くしね、だから、やっぱりちょっと検品とかちゃんとしてやってほしいなと思えます。

それでね、このごみ袋のこの最初言ったようなことでちょっと関連してお聞きしたいんですけど、今回、45リットル袋、1世帯10枚と、30リットルの袋、1世帯10枚ね、配布ということをしましたけど、これというのは、新型コロナの地方創生臨時交付金で賄ったものなのか、その辺というのはどうなっておるんですか、あの辺の予算というのは。

○吉沢環境課長 それでは賄っておりません、ということで。

○奥田委員 賄っていないんですか。僕は、何か入札差金か何か出て、いろんな

事業あったじゃないですか、それで、1次、2次のね、国からの交付金、5億円ぐらいありましたけど、その枠の中でやっているのかなと思ったんだけど。臨時交付金は充てていないんですね、充てていないんですか。それ、ちょっと意外ですね。それやったら、マスクでも配布したらよかったけどね。マスクやったら、もらえたんじゃないかなと思うけど。その辺が、ちょっとちぐはぐかなという感じがするんですけど。そうか……。だったら、これは、交付金は使えないということだね。いいです、結構です。分かりました。

○南委員長 他にございませんか。

(「すみません、ちょっと、そこだけ、いい」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ちょっと、まだ待ってください。

議案については、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、特に、その他のほうで。

○野田委員 広域ごみ処理施設のことで……。

○南委員長 それ、また、その他報告でありますで、その中で聞いていただいたら。

じゃ、報告のほうをお願いいたします。

○吉沢環境課長 続きまして、報告のほうをいたします。

広域ごみ処理施設整備については、12月からパブリックコメントを実施中であり、このパブリックコメントについては、5月、行政常任委員会で御報告いたしました広域ごみ処理施設整備基本構想を中心に建設予定地を尾鷲市営野球場と位置づけをした修正、追加した内容の資料を基に市民の方の意見を求めています。基本構想から修正した内容等の概要を報告いたします。

委員会資料の1ページのほうを御覧ください。

こちらの1ページから7ページまでは、5月にお示しをした基本構想から修正、加筆した内容の対照表であります。内容については、記載の内容のとおりであります。

主な修正内容は、建設予定費関連の語句の修正、追加のほか、一部事務組合の設立、業務開始を令和3年4月を目標とすることになりましたので、それに合わせて計画期間等を精査、修正した内容であります。

詳しいのは、御覧ください。資料の7ページのほうを御覧ください。

これは、施設整備のスケジュール案のほうの対照表であります。

上段の矢印のほうが5月の策定時点の予定で、下段のほうが令和3年4月からの一部事務組合の業務開始した場合の予定であります。

御覧のとおり、半年程度工程がずれ、最下段にあるとおり施設整備の完了が令和9年度年度途中から令和9年度末まで延びることとなり、処理施設稼働のほうは、令和10年からの見込みとなる修正であります。

次に、資料の8ページを御覧ください。

これは、尾鷲市営野球場が建設予定地として位置づけられましたので、その位置、地形、地質など自然的な条件や敷地条件等の建設予定地の基本的な内容を取りまとめた資料であります。

パブリックコメントに当たっての基本構想の修正点、追加点の報告内容は以上であります。よろしく申し上げます。

○南委員長 説明は以上でございます。

これについて御質疑のある方。

○楠委員 ちょっと今の説明でね、位置づけられたと言ったんだけど、まだ都市計画の何も位置づけしていないんで、あくまでもこの候補地という言葉でいかないと、どこの何にも位置づけしていないですよ、上位計画で。だから、これ、言葉間違えると、また市民の人が、もう決定したのかってまた始まっちゃうんで、位置づけじゃなくて、こういう方向で進んでいるとか、予定地としてさらに精査しているとかという発言しておかないとまずいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○吉沢環境課長 すみません。そういう誤解を与えるような言葉遣いでしたら今後改めたいと思います。今、位置づけと申し上げましたのは、一部事務組合を構成しようとする5市町の中で位置づけができたのでそういう言葉遣いをしました。ただ、委員さんのおっしゃるとおり誤解を招くおそれがありますので、言い方については、今後注意をしていきたいと思います。ありがとうございます。

○野田委員 私、先ほど課長の冒頭にありましたパブリックコメントの件なんですけれども、12月1日からということで、11月10日のときやったかな、広域ごみ処理施設整備の進捗状況についてというところで、資料1で説明は聞いたんですけども、市民の方が、私もちょっと認識不足かも分かりませんが、市民の方には、どのように周知徹底、この分についてはされているのかというところを確認したいんですけども。

○吉沢環境課長 市民の方への周知と申し上げますと、今回そのパブリックコメ

ントに当たって、基本構想とか様々な書類をホームページ上に上げさせていただいて、広くという意味では、パブリックコメントを求めています。

あとは、限られた市民ということであれば、11月24日、25日に周辺関係者の方に説明会を実施させてもらっているような次第であります。

○野田委員 私、何言いたいかというと、やっぱりパブリックコメントということであれば、ホームページには12月1日からいつまでの期間ということで上げられていると思うんですけども、ちょっと私、それ、ちょっと見ていないもので想定して話させてもうておるんですけども、それとか、広報おわせに、そういう12月1日から広域ごみ処理施設整備の進捗に関わるパブリックコメントを求めますという形にしないと、やはりいろいろ関心の持っている方が意見を出すことができないうところもありますのでね、そこら辺は、僕、プロセスというんで、手続、手順をやっぱりきちっと、環境課さんだけじゃないですけども明確にしていかなないと全てのことについて後戻りしたりすることが出てくると思いますのでね、やっぱり手順をきちとした形で進めないとな目なのかなと思って。というのは、市民の方から、そういう関心のある人からちょっと問合せがあって、僕自身はパブリックコメントというのは12月1日からやっていますよって言うたんだけども、やっぱり周知徹底がきちとされていないという部分が、やはり行政側の手落ちになってしまいますので、ワンセグとか広報等、新聞には出ていたと思うんですけども、そこら辺を明確にして、やっぱり市民の人に関心も持ってもらうということは大事なことかなと思いますし、そこら辺、ちょっとよろしくお願いしたいんですが。

○吉沢環境課長 どうも申し訳ありません。広報おわせのほうに締切りの関係でちょっと載せられなかったのは事実あるんですけど、委員さんのおっしゃられるところは十分理解しますので、今後ワンセグ等で、今パブリックコメントしている旨を周知のほうをやっていきたいと思えます。ありがとうございます。

○野田委員 ちょっと最後。

それと、やっぱりパブリックコメントを受けるということは、それなりに市民の人が最後に自分のパブリックコメントはどのように扱われたのかとかいう、やっぱりフィードバックという部分が出てくると思いますので、ただ漠然と形式的に、それをそういう手順を踏むだけじゃなくて、やっぱり内容のほうもきちとした精査して、ホームページでも回答するというんですか、この分については、いろんな状況により重要だと思えますので考慮して採用しますとか、ある程度のきちとした意見を、やっぱり行政の考えを市民の人にフィードバックするということは、これ

は大事なことだと思いますので、その点ちょっとよろしくお願ひしたいんですが。

○吉沢環境課長　パブリックコメントのほうにも記載をしておるんですけど、いただいた御意見は、差し障りのない範囲内で後日ホームページ上でその質疑に対する回答を含めて掲載する予定ではおります。ありがとうございます。

○奥田委員　ちょっと今の関連なんですけどね、これ、今日、もう12月17日ですよ。これからワンセグで言うんですか、これ。これね、今、野田委員がね、手順とか形式ということを言われましたけれども、手順は踏んでいるのかなという感じはするんですけどね、あなた方は、形式だけ踏んだらええわみたいだね、印象をどうしても受けるんですよ。というのは、紀北町は早かったですよ、非常に。もう11月かな、12月初めの地元紙にもパブリックコメントを求めますというのが載っていましたが、尾鷲市は確か10日前後やなかったかな。もう1日からやっているんでしょう、これ。違います。1日からやっているんですよ。新聞、確か、新聞見たのは10日前後じゃなかったかなと思うんですけども、もう非常に遅いし、今、野田委員が言われたように、これ、ホームページしか取れもんでね、僕も聞かれるもんで、これ、ダウンロードしてコピーで持っておるんですよ、これ。欲しい人、僕、今、聞かれる方、多いから、本当に、今。だから、これ、コピーを持っておって僕が渡しておるんですよ、これ。だから、あなた方ね、そのね、やっぱり、これ、やるんやったらやるでね、手順は踏んでいると思いますけど、やりゃええという、何かね、真剣味がないんですよ、真剣味が。もっとやっぱり広報に載せるとか、もっときちっと広報活動して、住民の皆さん、どうなんだろうとかね、これ、大事な問題ですから、これ。周辺の事業者だけの問題じゃないですよ、これ。尾鷲市民にとって非常に重要な問題ですから、やっぱり市民の方々のいろんな意見をもらうということはね、そこをね、やっぱり真剣にちょっとやってもらわないと困りますよ、これ、本当に。もっと真剣になってくださいよ。手順踏んだらええというもんじゃないですよ、これ。形式だけやりゃというものじゃないと思うんですよ。

それとね、これ見ると非常に分かりにくい、この最初のところ。この募集結果の公表の際は、意見……。これ、いつもなのかな。内容、こうします。なお、氏名及び住所、勤務先などの記載がないものは無効とさせていただきますって書いてあるけど、括弧内でね、性別、年齢、連絡先、市内在住者の勤務先、在学名は任意って書いてあるもんでね、非常に分かりにくいんですよ、これ、よく聞かれるんやけれども。結局は、これ、氏名と住所は書けよってことですよ。書いてくださいと

ということなんですか。市内にお住まいの方は、この勤務先とか性別とか年齢、連絡先書かなくていいですよということじゃないのかなというふうに僕は皆さんに説明しておるんやけれども、これ、本当にね、分かりにくいですよ、これ。これ、どういふつもりなんですか、これ。これ、本当に市民の方々にパブリックコメントを求めようと思ってやっていますか、これ。まず、これ、どういう意味なのか、ちょっと教えてくださいよ。僕は僕なりに市民の方々にこうじゃないですかって説明しているんですけども。もう分からんですよ、これじゃ。

（「申し訳ありません。確かに分かりづらい部分は……」と呼ぶ者あり）

○南委員長 課長、あまり勝手に話したらあかんやないか。

○吉沢環境課長 どうもすみません。

要するに、この内容は、きちっと名前とかを書いていただいて（聴取不能）せめて、その氏名、住所、勤務先は記載をさせていただいて、この意見を十分、変な話ですけどあまり匿名性をしてしまうとあれですもんで、これは記載をしていただきたいと。ただ、事細かに性別、年齢、連絡先までは書いてもらわなければということとで括弧書きでしております。ただ、ちょっと見づらい、分かりづらいという点は反省をしております。要するに、意見を求めるんですけども、ある程度しっかりとした意見を求めるということでこういう表現をさせていただきましたが、見づらいとか分かりづらいという分は反省をしております。ありがとうございます。

○奥田委員 いやいや、これ、課長、事前に見ていますか、これ。これ、今ね、今、言われましたよね、氏名と住所と勤務先を書いてもらうって言われましたよね。そうですか、これ。これ見る限り、よく聞いてくださいよ、氏名及び住所、勤務先などの記載がないものは無効とさせていただきますって、こうやって書いてあるんやけれども、括弧書きで性別、年齢、連絡先、市内在住者の勤務先、在学名は任意って書いてあるんですよ。さっき言ったこと、正しいですか。

○吉沢環境課長 これ、ちょっととらまえにくいと思うんですけど、氏名は書いていただくと。それから、住所、勤務先も、例えば何とかなの会社員とか書いてもらうというのはやぶさかではないと。あと、括弧書きの任意のところなんですけど、性別については任意、書いていただけるようなら書いていただく。年齢も書いていただけるんやったら書いていただける。それから、連絡先というの、事細かにとか、勤務先も具体的な名称とかそこら辺は任意ということで。非常に分かりづらい表現になって、勤務先のほうは会社員とか、例えばその自営業とかという……。勤務先とか書いてあって分かりづらいのは、正直、ごめんなさい、気がつきませんで

した。ということです。

○奥田委員　　ちょっと、課長。やっぱり事前に見ていないからそういった答弁になるんですよ、これ。だって、今、性別でしょう。任意なものは性別。いいですか、これ、6か所あるんですよ、書くところ、まず。もうよく聞かれるもんで、僕、これも困っておるんですわ、課長。いいですか。6か所あるんですよ、氏名、住所、勤務先。勤務先は、在校、学生の場合は在学名となるけど。勤務先にしておきましょう。性別、年齢、連絡先って六つあるんですよ、これ、枠がね。その中で、性別、年齢、連絡先、市内在住者でしょう、だから、市内在所の勤務先、在学名もありますけど、は任意って書いてあるじゃないですか。だから、これ、見る限り、市民の方は、氏名と住所だけでいいんでしょう、これ。勤務先、書かなあかんのですか。今、やぶさかではないとか、最初は氏名、住所、勤務先は書かなあかんとか言われていますけど、だから、非常に分かりにくいんですよ、これ。どうなんですか、これ、課長も理解していないということは、市民の方は理解できるわけじゃないじゃないですか、これ。いかがですか。ちゃんと説明してくださいよ、これ。

○吉沢環境課長　　申し訳ありません。僕も事前には見ておるんですけど、委員さんおっしゃるところまでは気がつかなかったのが正直です。申し訳ありません。

ただ、紛らわしいといいますか、例えば、この中の書き方で、最初の前表現、氏名、住所、勤務先などの記載ということで、ここについては、氏名は必ず記載してくれと。それで、全部を挙げてこの部分は任意的なものという表現を上手にさせてもらったらよろしいんですけど、委員さんのおっしゃるとおり、この書き方、住所及び住所、勤務先って書いてあるのに勤務先には任意というのは、矛盾といいます。分かりづらいついては、例えば会社員や自営業とかそういう意図で書かせてもろうておるんですけど、確かにこの括弧書きの部分の任意という部分で、詳細まで要らんという部分は、言葉足らずの部分といいますか分かりづらいついては確かにあると思います。それで、事前の見えていないかと言われてれば見たんですけど、気がつかないのが実際であります。本当に申し訳ありません、今すぐにでもここの辺の表現のほうは直させていただこうかなと思っています。申し訳ありません。

○奥田委員　　くどくど言うつもりはないんですけど、課長、これ、でもね、事前に見ていたらね、これ、市民の人見て分かるかなって、普通思いますよ。僕、最初見て、これ、何を言いたいのかなと思って。よくよく考えたら、市民の方は氏名と住所だけでいいんだなと。そうでしょう、課長。だから、そうやって言わないと、勤

務先は書かないかんとかという、必ず書かないかんみたいに最初言われると、この文面と違うじゃないですか。だから、もうちょっときちっとね、こういう書き方するんやったら、あれやったら、やっぱりこの6項目ありますけれども、市民の方は氏名、住所だけで結構ですと、それで終わりじゃないですか、但書で。ここ、だからね、このね、これが定型なのかどうか分からないけれども、やっぱり市民の方が、見るほうのね、立場で考えてほしいんですよ、これ。普通の市民の方、一般市民の方が分かるように。あなた方だけが分かっておってもあかんのですよ、これは。市民の方に書いてもらわなあかんのやで。だから、市民の方が、もう……。だから、僕は何回も言うけれども、もう市役所の職員の皆さん、本当にね、加藤市長もそうなんですけれども、市民の立場に立って、市民の立場に立ってね、考えてくださいよ、これ、市民の立場に立って。市民だったら、どう。それが、もう、それしてもらったら、もう全てがうまく行くと思うんですけど。ぜひお願いします。

それとね、これ、手持ちの場合は28日まで。休みやであれですよ。手持ちの場合、28日まで。郵送は、これ、構わんのですね、末まででね。分かりました。

(発言する者あり)

○南委員長 関連して。

(「ちゃんと言わんかね」と呼ぶ者あり)

○吉沢環境課長 奥田委員さんの指摘は、ごもつともであります。本当に反省しております。肝に銘じて今後は(聴取不能)してまいります。申し訳ありませんでした。

○南委員長 ちょっと今の奥田委員さんのコメントに関連して、ちょっと副委員長のほうから、ちょうど。

○上岡副委員長 今、言われたように、もうこうしますというのを、もう一度ホームページ上に書いてある意見の提出方法と、今言える意見書記入用紙に書いてある意見の提出必要事項が違っているので、これをホームページ上の必要事項に統一という形で大至急やっていただけますか。

○南委員長 分かりますか、課長。どこがどない違うか。

○上岡副委員長 言いましょうか。

○南委員長 ちょっと具体的にお願いします。

○上岡副委員長 ホームページ上の必要事項には、件名、広域ごみ処理施設整備に関する意見と、次、住所、氏名、電話番号、最後に、あなたの御意見というふうに書いてあります。これに統一をしていただくと一番すっきりすると思います。提

出方法も、この電子メール、ファクシミリ、ファクス、郵送、直接持参と、これに統一していただくと一番すっきりすると思いますので、大至急統一をお願いします。

○吉沢環境課長 了解しました。至急直します。ありがとうございます。

○野田委員 そして、ちょっと先ほどのことで補足というかちょっと確認するんですけども、新聞は、もう、そのパブリックコメントについては、もう発信しておると、広報しておると。それで、広報おわせについては、間に合わなかったということですから、明日からする手段としては、ワンセグで、こういうパブリックコメントを12月28日まで今言った話を、ある方はお願いしますということをきちっとしないと、もう言葉でしないと、なかなか市民の方も分かってくれませんし、そこら辺、明日からきちっと時間を決めて、うるさがられるところもあるんか分からんけど、これ、やっぱり周知徹底していかなあかんと思いますのでよろしく願いしたいんですが、よろしいですか、その点は。

○吉沢環境課長 分かりました。ありがとうございます。

○野田委員 よろしくをお願いします。

○三鬼（和）委員 先ほど副委員長が指摘したように、ホームページに載せてあるというのも環境課が載せたんだと思って、そっちのほう合っているのに、議会へ提出した資料が大きな間違いしておるとい、別の意味、ちょっと重大な問題なので……。ではないのか、説明がですか。

○上岡副委員長 記入用紙のPDFと間違っている。

○三鬼（和）委員 そちらが違うということ。分かりました。それは統一するよ

うに。
(「環境課だけの話じゃないんですね、じゃ」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ところで、課長、パブリックコメントは、結構入っておるの。参考までに何件ぐらい。

○吉沢環境課長 昨日までに3件来ましたのは確認しております。

○南委員長 3件な。

他にございませんか。

○楠委員 施設整備のことでもよろしいですか……。

(「マイク、マイク」と呼ぶ者あり)

○楠委員 施設整備の検討のところで、いろいろ細かく地層とかのこと書いてあるんですけど、今、事業の新旧対照表を見ると、測量と地質調査では来年度やる予定にはなっているんですね。データのたぐいはたくさんの周辺の識別とか、地形、地域

のことも書いてあるんですけど、ここは地滑りとか土砂災害防止法の一応区域となっているので、花崗岩の上に相当堆積した盛土になっているんじゃないかと思うんですけど、この辺のところの具体調査というのは、構造的に大分影響出てくると思うんですけど、この辺の検討は、されているんですかね。

○福屋環境課主幹　その辺は、一部事務組合ができて……。
すみません、7ページを御覧ください。

7ページの施設の整備スケジュールのところの真ん中辺に測量・地質調査という部分があると思うんですけど、令和3年度に地質調査を実施しまして、その辺も確認する予定であります。

○楠委員　予定じゃなくて、しっかりやらないと、こういう場所って、表層滑りとか起きる可能性が十分あるような場所なんで、必ずやっておかないと、建築物、構造物を造るときに基礎に影響してくれば、相当なまた工事費がかかると思うんで、しっかりやっておかないと後になってまた追加工事でこんなのが増えましたということにならないように、土質とか地質系の調査をちゃんとやったほうがいいんじゃないかと思うので、予定じゃなくて、やりますと言っておいてほしいなど。

○吉沢環境課長　この測量・地質調査のときには、一部事務組合のことになるんですけど、きちっとするよというんですか、そのためにするということで、予定を上げています。
以上です。

○野田委員　すみません、委員長。

このことについてはワンセグもありますけど、SNSでも尾鷲市の公式の部分がありますから、そういうところにも出して、これがある程度御年配の方が見るかどうかは別としまして、そこら辺のちょっと周知徹底、ひとつ発信という部分でちょっといろいろ多種類でお願いしたいと思いますわ。

○吉沢環境課長　参考にさせていただいて、ちょっと調整をせなあかんと思いますが、前向きに考えております。ありがとうございます。

○南委員長　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　ないようですので、環境課の審査を終了させていただきます。
本日は、これにて終了いたします。

明日は午前10時からお願いいたします。御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

(午後 3時25分 閉会)